

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成27年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成27年7月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成27年7月3日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後6時2分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第3号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
- 2 乙第6号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 3 乙第8号議案 工事請負契約について
- 4 陳情平成24年第76号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第127号、同第140号の4、同第158号の2、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、同第205号、陳情平成25年第2号、同第7号、同第12号、同第14号、同第16号、同第17号、同第19号、同第34号、同第45号、同第48号、同第50号の4、同第60号、同第69号、同第72号、同第73号、同第84号、同第85号、同第95号、同第98号、同第102号の2、同第103号、同第104号の4、同第108号の2、同第122号、同第123号、同第132号、同第133号、同第148号、陳情平成26年第12号、同第15号、同第17号の2、同第18号、同第38号、同第42号の4、同第44号、同第47号、同第55号、同第66号の4、同第75号、同第77号、同第80号、同第89号、同第92号、同第101号、同第102号、陳情第10号、第13号、第17号、第33号、第43号、第46号の4、第47号、第60号、第62号、第69号、第74号の2及び第75号
- 5 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	新垣良俊君
副委員長	仲宗根悟君
委員	具志堅透君
委員	中川京貴君
委員	新里米吉君
委員	新垣清涼君
委員	奥平一夫君
委員	前島明男君
委員	金城勉君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環	境	部	長	當	間	秀	史	君
環	境	保	全	長	仲宗根	一	哉	君
環	境	整	備	長	棚原	憲	実	君
自	然	保	護	・	緑	化	推	進
土	木	建	築	部	長	末吉	幸	満
道	路	街	路	課	長	上原	国	定
道	路	管	理	課	長	古堅	孝	君
河	川	課	長	照	屋	寛	志	君
海	岸	防	災	課	長	赤崎	勉	君
港	湾	課	長	我那覇	生	雄	君	

空	港	課	長	多嘉良	齊	君
都	市	計	画	・	モ	ノ
レ	ー	ル	課	長	宜	保
建	築	指	導	課	長	立
津	さ	と	み	さん		
住	宅	課	長	佐久川	尚	君
施	設	建	築	課	長	嘉
川	陽	一	君			
文	化	観	光	ス	ポ	ー
ツ	部	文	化	振	興	課
副	参	事		玉	城	栄
春	君					
企	業	局	長	平	良	敏
昭	君					
企	業	技	術	統	括	監
稲	嶺	信	男	君		
配	水	管	理	課	長	石
新	実	君				

○新垣良俊委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

乙第3号議案、乙第6号議案及び乙第8号議案の3件、陳情平成24年第76号外71件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第6号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 御手元の配付資料1、議案説明資料土木環境委員会により御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

乙第6号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、運天港上運天地区において、港湾機能の強化を図るため、伊平屋、伊是名航路フェリーの停泊時に電力を供給する給電設備を設置することに伴い、使用料の徴収根拠を定める必要があるため条例の一部改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 御手元に配付しております資料2-1で、乙第6号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

1、条例改正の目的及び概要であります。本議案は運天港上運天地区において給電設備を設置することに伴い、使用料の根拠を定めるものであります。

3 ページをお開きください。

今回設置する給電設備についてですが、土木建築部では運天港上運天地区において、伊平屋航路・伊是名航路の定期船舶を主な対象とした陸上電源の給電設備を2カ所整備し、港湾機能の強化を図ることとしております。

4 ページをお開きください。

陸上電源の給電施設の参考事例として伊平屋村前泊港における給電設備の写真を掲載しております。

1 ページに戻っていただきまして、2、給電設備使用料の算定方法についてですが、使用料は今回の給電施設整備費や維持管理費用をもとに、1基1時間につき217円と算定しております。

3、施行日についてですが、議会の議決を経て、平成27年9月1日を施行日としております。

改正の内容であります。2 ページをお開きください。

沖縄県港湾管理条例第8条関係の別表第2についての新旧対照表を示しております。今回の改正は左側の表の一番下にある、「給電設備使用料1時間につき217円」を追加するものであります。

以上、乙第6号議案の説明を終わります。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 1つだけ質疑します。217円になりますけれども、収入は幾らぐらい見込んでおりますか。

○我那覇生雄港湾課長 歳入の見込みですけれども、年間の歳入見込みは54万円を想定しております。この歳入は港湾維持管理事業費の特定財源ということで考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 我々は伊是名村、伊平屋村から強い要望があつてのことで、土木環境委員会でも所管事務で伊平屋村、伊是名村へ行ったときに、当時土木整備統括監であった部長が生の声の聞いて、それを実現をしていただきまして、まずもって感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そこで、使用料を取るということですが、1時間につき217円を算定した根拠をもう少し細かく説明願えませんか。できれば、当時の彼らの要望は台風時の避難であるとか、その間エンジンを回して電気を使うという状況の中で、そのコストの軽減をかなり訴えていたはずですが。そこで、1時間で217円を取ることによって先ほど年間54万円程度になるということだからかなり軽減はされているだろうと思っています。そこで、先ほどの質疑に戻りますけれども、217円の根拠について少し説明をしてください。

○我那覇生雄港湾課長 使用料の算定ですが、今回の建設コストや将来20年にわたっての毎年のメンテナンスでありますとか、あるいは県負担分については借り入れがありまして、その利息が発生しますので、それらを算定しております。細かく分けると、減価償却費として県負担分を20年間で分割してペイする部分が58円。経費として年間のメンテナンス費用あるいは先ほどの利子分の負担を159円と算定して、その合計額を217円と算定したものでございます。

○具志堅透委員 使用料の根拠はわかりました。それ以外に、使用する側の電気代は当然出るわけですね。

○我那覇生雄港湾課長 電気料金は別途、使用者に負担していただくことになります。伊平屋フェリー、伊是名フェリーそれぞれで船の大きさは違ひまして負担額は違ひますが、実績がございまして、伊平屋フェリーで1時間当たり電気料金は656円。伊是名フェリーが1時間当たり511円の実績がございします。

○具志堅透委員 そのことは伊平屋村、伊是名村両村とも理解をしていると言えれば少し語弊があるかもしれませんが、当然に話し合った上の上程とい

うことでよろしいですか。

○末吉幸満土木建築部長 使用料の算定に当たりまして、県の考えを両村に詳細を説明してございます。両村からは理解を得られているということでございます。

○具志堅透委員 終わりですけれども、これは供用開始はいつからになりますか。

○末吉幸満土木建築部長 今回、条例改正の施行日を9月1日とさせていただいております。当然、その日で供用開始予定と考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 1点だけ確認をしたいのですけれども、こういう給電施設というものは、港湾があるところには全て設置されていますか。どれぐらいなのでしょう。

○我那覇生雄港湾課長 設置事例でありますけれども、今回の伊平屋フェリー、伊是名フェリーはそれぞれ伊平屋村前泊港及び伊是名村仲田港には村で設置したものがございます。あとは、久米島の金城港におきましても、これは船舶会社が自前で設置した事例がございます。あと、那覇港泊埠頭におきましては大東海運株式会社が自前で設置しております。それと先ほどの久米島航路の久米商船株式会社がやはり自前で設置した事例がございます。

○奥平一夫委員 私の地元の多良間村はどうですか。

○我那覇生雄港湾課長 多良間村については確認ができておりません。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 土木環境委員会で伊平屋村、伊是名村へ行ったときに地元の要請を受けて早速設置していただくことにまずもってお礼を申し上げます。

一つ確認したいことが、使用料と電気代を合わせて1時間に870円かかるのです。そういった意味ではこれまで地元では台風の時でもエンジンを回して発電をしていたと。それがコスト的にも大変厳しいということでしたが、これまでエンジンを回している燃料代が幾らで、今回使用料と電気代で870円かかりますよね。どれだけの差でコストダウンになったのかということを確認したいです。

○我那覇生雄港湾課長 試算がございますので申し上げますと、例えば伊平屋村の場合、これまでどおりの補助エンジンで25%出力のアイドリングの場合ですと、年間285万9000円。これを今回陸上電源使用に変えますと、年間87万4000円でございます。年間で198万5000円のコスト縮減を図ることができます。もう一つ、伊是名村でございませけれども、現状の補助エンジンを使った場合、年間335万7000円。これを陸上電源に切りかえることによって78万7000円に経費が抑えられまして、コスト縮減額が257万円となります。両村を合わせた合計で言いますと、455万5000円のコスト縮減を図ることができると考えております。

○中川京貴委員 いい仕事しましたね。終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 給電施設ですけれども、港湾をつくる時点でこれは一緒に整備されるべきものだと思います。特に、離島航路の伊是名島、伊平屋島といった離島の皆様方はただでさえも我々沖縄本島にいる人間よりも大きなハンディキャップを背負っているわけです。そういう皆様方にさらにまたハンディキャップを与えるということは私はどうかと思います。これは県や国で本来は港をつくる時点で整備されるべきものだと思います。けれども、皆さんはお金を取るのですか。基本的には、港をつくる時点で、国や県がやるべきかあるいは電力を供給する沖縄電力株式会社がそういう設備をつくるべきかのどちらかかだと思います。土木建築部長の考えをお聞きしたいと思います。

○末吉幸満土木建築部長 もともとその給電施設というものは、港湾施設の中の補助対象にはなってございません。今回の陸電設備につきましても関係部局の了解をいただいてソフト交付金を使わせていただきました。先ほど、久米島

あるいは大東島というものは民間の船会社が自営でやっているところもございます。そういう事情もありまして民間がやるべきものをなぜ公共がやるのかという議論がここ一、二年ございまして、それをどうにか我々が離島振興のためであるということで関係部局あるいは内閣府と相談しまして認められた経緯があります。今、委員がおっしゃるように、ほかの離島はどうかという問題が出てきますので、今後これを突破口にしていろいろなことができるのではないかと考えておりますので、それは当然地元の要望を踏まえながら皆さんとも相談させていただきたいと思っております。

○前島明男委員 日本はおくれているのです。海外では港を整備する時点で給電施設も整備されているのです。特に米国ではかなり以前からそういうことはやられているそうです。日本の港湾整備がおくれているのです。ですから、今後そういった港を整備される場合には当然、最初のフェリーの時点でそういうものも含めて整備をやってもらいたいと。県から国に要望してもいいのではないかと私は思うのです。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申し上げましたように、ソフト交付金の活用が可能となっておりますので、当然必要なところがございましたら各市町村、離島の方々と相談させていただきたいと思っております。

○前島明男委員 例えば、那覇港等重要港湾では外国からの万トン級の船が接岸したときに、電力供給はどのようにやられているのですか。

○我那覇生雄港湾課長 那覇港において、4万トン級のクルーズ船が寄港した場合に陸上電源に切りかえるという設備はなかったと思います。余りにも船体が大き過ぎまして、それに給電するようなインフラストラクチャーがまだ整ってないと理解しております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほど来話を聞いていて、給電設備が補助対象ではないと。ですから全体的にやってもらうには、県というよりも日本政府にぜひ与党である自民党、公明党で働きかけをして、本来の、政府としてやってもらうということがむしろ重要だと思います。そういう中であって、恐らく一括交付金のソ

フト交付金を使って給電設備を、去年私たちが行った後もあれだけの強い要求があったわけですから、地域の要求を酌み取って土木建築部の皆さんがそれを前向きに検討して今回こういう提案があったということは、私は高く評価しなければいけないと思います。ですから、これは皆で高く評価しないといけないことだと思っていますので、あとは一括交付金が1カ所使えたということはよそでもできるということですよ。

○末吉幸満土木建築部長 私のほうですぐに「はい」とは言いづらいところがございます。当然、管理のこともありますので。先ほど奥平委員からございましたように、多良間村やほかの宮古・八重山圏内の離島というものはやはり酌み取って、そういうものがあるのであれば我々は関係部局と相談させていただきたいと思います。

○新里米吉委員 今回は伊平屋村、伊是名村で実現したわけですから、今後そういう要望がある地域においては前向きに検討して早目に実現できるように頑張ってください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 今回の案件は、以前視察へ行ったときに港でのやりとりを私も横で聞いていたのですけれども、はっきり県がやりますからということではなくて、電源を引いてくるのは一義的には沖縄電力株式会社の役割もあるのではないかという話があったと思うのです。確かに、沖縄電力株式会社は設備を引いて電気料を取って会社の収益にしていくわけでもありますし、またそれは公共的な立場もありますから、もうかるところ赤字になるところいろいろ配慮しないといけないところもあると思うのです。今回の設備をやるに当たって沖縄電力株式会社は会社としてはどういう形で県とのやりとりにかかわったのでしょうか。

○我那覇生雄港湾課長 今回、運天港上運天地区に電力施設を設置しましたが、平成20年に上運天に運天港ターミナルビルを建設してございまして、そのときに需要があるということで沖縄電力株式会社がターミナルまで6600ボルトの配線を行っておりました。そういうことで、今回の給電設備設置については特に沖縄電力株式会社には負担はございません。県のほうでは6600ボルト

を電圧が高過ぎるので変電する設備—440ボルトあたりまで電圧を下げる変電設備を今回の事業で新たに設置してございます。

○**新垣安弘委員** 今回の場合はそういう形でやったということですが、ほかの給電施設のない離島の場合、そこは沖縄電力株式会社としては電気を使うところに設備を入れるということですから、今後、沖縄電力株式会社との関係はどうなっていくますか。

○**我那覇生雄港湾課長** ケース・バイ・ケースでございますけれども、そういった電源がまだ来ていないところについては、やはり沖縄電力株式会社とも調整して配線していただくような協力をお願いすることもあろうかと思えます。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○**末吉幸満土木建築部長** 乙第8号議案につきまして御説明申し上げます。

資料2ページをごらんください。

乙第8号議案は、沖縄空手会館新築工事（武道棟・建築）の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約金額は16億2010万8000円で、契約の相手方は、株式会社南海建設、株式会社大米建設、株式会社太名嘉組の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

本工事は、沖縄空手会館建設事業における建築工事であり、武道棟及び奥の院を新築する工事であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○**嘉川陽一施設建築課長** お手元に配付しております資料2-2で、乙第8号議案沖縄空手会館新築工事（武道棟・建築）の工事請負契約について説明をい

たします。

1 ページ目をごらんください

沖縄空手会館の建設地の位置は、豊見城城址公園跡地の一部としており、敷地面積は4万132平方メートルであります。

事業の目的としましては、沖縄伝統空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させ、空手発祥の地を国内外に発信するための拠点として整備するものであります。

上段の図は、建物の完成イメージ図を示しており、今回工事は、武道棟と奥の院の建築工事であります。

次に、2 ページ目をごらんください

建物の施設概要としましては、武道棟は延べ面積が5916平方メートル、鉄筋コンクリート造3階建て、主な施設用途は武道場、セミナールーム、空手鍛錬室や管理事務所等で構成しております。

武道場は、競技コートが4面設置可能であり、国際大会や空手研修等の利用を想定しています。

奥の院は延べ面積が90平方メートル、鉄筋コンクリート造平屋建てで、同施設は空手発祥地であることを視覚的に伝え、空手会館に品格を与える施設として整備するものであります。

次に、3 ページ目をごらんください。

今回の工事は、総合評価方式（特別簡易型）一般競争入札を実施しております。

入札に当たっては、代表者及び代表者以外の構成員2者、計3者で構成する特定建設工事共同企業体を参加要件としており、代表者及び各構成員については、県に建築工事業の特A等級として登録されていることを要件としております。

資料は、総合評価方式に関する評価調書であります。

下段の総合評価結果の欄をごらんください。

9つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術評価点を記載しております。

結果としまして、株式会社南海建設、株式会社大米建設、株式会社太名嘉組の特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

説明は以上でございます。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び施設建築課長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 非常に大事な時期に空手会館が新築工事に着手する状況になってきたということは非常に喜んでおります。何とかオリンピックの種目にしたいと思っているやさきですから、空手発祥の地沖縄をこの機会にしっかりと国際的にも発信していく意味では大事な施設だと思います。余りよくわかっていないので少し教えてください。奥の院というものがありますね。奥の院にも道場がありますね。武道場は当然、道場的なあるいは試合ができるような施設をつくりましますけれども、この武道場と奥の院の道場の使い方に何か分けたいものがあるのか。同じようにどちらも鍛錬、訓練、稽古にも使っていくということなのか。特別に奥の院の道場というものは何か意味があるのか、これを教えてもらえませんか。

○**嘉川陽一施設建築課長** 通常は武道棟の武道場を使います。奥の院は先ほども御説明いたしましたけれども、空手発祥の地であるということを経視覚的にも伝えて、品格を与える施設ということでございます。例えば、この利用については空手の日の奉納演武あるいは高段者の昇段試験等、特別な用途に限定して使用することを想定しています。

○**新里米吉委員** 今の話からすると、一般的な鍛錬あるいは稽古は武道棟で行って、奥の院は特別な場合ですから頻繁に使うわけではないと受けとめました。よろしいですか。

○**嘉川陽一施設建築課長** そうのことだと思います。

○**新里米吉委員** 展示棟が想定されていますね。これは武道棟と連結するつくりになりますか。

○**嘉川陽一施設建築課長** 武道棟と展示棟は別棟となっていますけれども、屋根つきの外廊下でつながっています。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 これは、設計や建設をするに当たって、県の流派を越えた空手協会などの関係者がいると思うのです。関係者の皆さんからの意見の聞き取りといたしますか、協議といった場合はどの程度持たれたのでしょうか。

○玉城栄春文化振興課副参事 建設に当たっては、各委員会を設置しまして各流派の有識者や沖縄伝統空手道振興会のメンバーも加えて審議しております。

○新垣安弘委員 海外で空手をやっている人たちからすると、沖縄はある意味空手の聖地であるということもあると思うのです。外国で空手をやっている人たちからすると空手の聖地になる。そういう空手の聖地にある空手会館という、それをあらわす部分というものは、建設の中でどういう部分で表現されていますか。

○嘉川陽一施設建築課長 海外からも空手愛好家が訪れていただくということですが、空手会館としては奥の院に空手発祥の地であるということを目覚的に伝えるという目的—いわゆる品格を与えるという施設で整備をするところがございます。沖縄の歴史性を、空手の聖地として神聖さを感じさせるづくりということで、奥の院については壁は首里城南殿のような板張りとして、屋根は入母屋造りで沖縄産赤瓦のしっくい仕上げ、建物の正面及び背面には木製の観音開きの扉を設置するという、特に沖縄らしさを強調した建物ということで考えております。

○新垣安弘委員 20年ぐらい前に空手関係者の皆さんと話をしたときに、海外から沖縄へ空手の修行に呼びたいし来たい人たちがいると。ある意味少し長目の滞在をするときに宿泊の問題があって、できれば安く宿泊できるようなものも欲しいという話があったのです。そこは沖縄の観光産業でホテルなどもいろいろありますけれども、関係者の皆さんの中からそうやって沖縄観光ではなく純粋に聖地へ行って、鍛錬するために行きたいとかあるいは試合をやるとか、そのことのための宿泊施設のようなものも欲しいという話はありませんでしたか。

○玉城栄春文化振興課副参事 当初は確かにそういう施設もあわせてつくった

ほうがいいのではないかという要望等がございました。しかし、建設コストや周辺の地域での場所といったいろいろな課題がありまして、今のところそういう施設は検討してございません。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 関連してですけれども、施設概要では地上3階建てとなりまして、平面図では1階しか見えないが、武道場があって観客席というものはないのかと気になっています。

○嘉川陽一施設建築課長 武道場でございますけれども、1階が競技コート4面ということで2階に客席が380席ございます。これは固定席となりまして、あとは簡易に椅子等を持ち運ぶことによって約1000名程度の観客が収納可能でございます。

○新垣清涼委員 1000名が入るのではあればいいと思います。説明資料1ページの真ん中の図からすると観客席がないのかと思い、少し奥のほうに階段みたいなものがあって観客席かと思って見ていたのですけれども、表示がなくて2階、3階にそういう施設があればいいなと思っていましたものから、今、聞いてみました。ありがとうございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 供用開始はいつからの予定ですか。

○嘉川陽一施設建築課長 工事は平成28年9月ごろには終わる予定で、施設の供用開始は平成28年10月25日一空手の日を予定しております。

○金城勉委員 運営の仕方ですけれども、沖縄空手はいろいろな流派がたくさんありますけれども、この武道場初めその使い方といいますか、運営の仕方はどういうイメージなのか。

○玉城栄春文化振興課副参事 運営は指定管理者を想定しております。指定管

理者と沖縄県、沖縄伝統空手道振興会それから町道場と連携、協同して運営していく予定でございます。

○新垣良俊委員長 イメージとしては各流派があつてそれぞれが、例えばこの会場を使っていろいろなイベントをやりたいという使い方になりますか。

○玉城栄春文化振興課副参事 昼間は体育館を利用して、夜は道場でやったり、また会館が町道場を紹介したり、または町道場の大会を開くことを想定しております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 奥の院は視覚的に品格を与える非常に沖縄らしい赤瓦を使っておりますけれども、武道棟の建物には赤瓦が使われていなくて、特徴的で沖縄らしい部分は、県産石材あるいはトラバーチンを使ってみたりといった特徴をあらわすような武道棟の仕上がりにはならないのですか。どのようなイメージなのか、この辺はいかがですか。

○嘉川陽一施設建築課長 今回の武道棟については赤瓦を屋根には使用していないということで、これにつきましてはやはりいろいろと景観への配慮もあつて、かなり議論をしていて赤瓦も検討しましたがけれども、建築面積が大きくて屋根が目立ち過ぎるといふところと、空手会館が丘陵の上にあるということとその稜線を断ち切ることがないといふことと、周辺の景観を損なわないようにしようといふことで屋根は現在の形に落ちついております。また、建物の外壁については、石張りのPC盤を使うということで、グスクの石積みの持つ力強いイメージを表現しているといふところでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 まずもつてこの空手会館建設がスタートしたことに対して感謝申し上げて、この建設は県民みんなが待ち望んでいた建設だと思っております。ぜひ、説明資料の最終ページの図をもう少し大きくしていただかなければ、私は見えますけれどもほかの先輩方は見えていない可能性がありますので、土

木建築部長ぜひお願いします。もう一つ、これは一般質問や代表質問にも少し出ていましたけれども、入札不調、不落にならなくてよかったと。この基準は九十何パーセントで入札でしたか。

○嘉川陽一施設建築課長 資料3ページにございます。字が小さくて申しわけございませんけれども、総合評価結果という下の表の一番右のほうに、落札率で91.28%となっております。

○中川京貴委員 何を言いたいかといいますと、これまで質の高い工事ということで県は指名競争入札をやってそれで不調、不落になった場合は一般競争と答弁しておりました。そういった意味では、やはり90%を越えるところいった形でたくさんの方々が入札に参加してまいります。しかしながら90%を下回ると不調、不落になって2回、3回ということも過去には多々あったと土木建築部長は答弁しておりました。そういった意味では91%から93%、95%に上げていただいて県の公共工事をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 代表質問、一般質問でも答弁させていただきましたけれども、私どもこの最低制限価格の率を沖縄県建設業審議会に諮ることにしております。平成26年度に業界の皆様の実績というものもデータをそろえまして解析してございます。これをこれから沖縄県建設業審議会の方にお見せしてどの業者がよろしいですかということはやっていきますので、これは私どもが幾らということは今のところコメントは控えさせていただきたいと思えます。

○中川京貴委員 県より先駆けて石垣市や中城村といった市町村がもう実施しているのです。市町村は90%を下回ったら不調、不落になりかねないということもあって先駆けて進んでいると思っております。ぜひ、これは県が93%、95%に上げることによって、ほかの市町村も必ず底上げをしていくと思っておりますけれども、これについて土木建築部長いかがでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 同じ答弁になりますけれども、私どもは沖縄県建設業審議会に諮っている状況でございまして、当然内部の三役とも相談をしなければなりません。そういうことから、来年度とは言いません、今年度途中からでもできるようにしたいと考えております。

○中川京貴委員 この資料を見てもおわかりのように、県の総合評価方式で40点とっているところがやはり成績的にいいわけなのです。得点が65点、加算点が32点の業者の方々は、常に県の公共工事をとらなければ総合評価は上がらないということが今の現状なのです。その救済措置はないのでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 3ページ真ん中の欄を見ていただきたいのですが、大体企業の施工実績というものは同一工事の施工実績あるいは工事成績は皆さん結構いい点数をいただいております。どこで差がつくかという、優良建設業者の表彰で差がつくことは確かでございます。ただ、この優良建設というものは当然それだけいい工事をやった、あるいは他の模範となった工事ということで我々は表彰を与えていますので、例えばここで0点になっている方々がどこかの工事で一生懸命認めてもらえれば、いい品質の工事がどんどんできるということで加点に差をつけていく意味では、それは今後とも続けていきたいと思っています。

○中川京貴委員 いい仕事をするために現場監督は限られているのです。とりたくても現場監督は常駐しなければなりません。次の仕事が出て現場監督がいなければ入札に参加しないのです。不調、不落になる可能性があるのです。ですから、そういった意味も含めて、県の仕事をとって総合評価を上げていきたい。しかしながら、そのチャンスがなかなかないという企業もありますので、その救済措置として県も新たな考えがあるべきだと思っています。要するに、とるところはずっととる、とらないところはずっと総合評価が上がらないという状況の解決策はないのですかという質疑なのです。

○末吉幸満土木建築部長 今、ここでこういうことができるということは申し上げられませんが、我々は毎年一般社団法人沖縄県建設業協会あるいは青年部会などと意見交換会をしております。その中でいろいろな要望がございますので、今、委員が言われた差が出てくることをどう解消するか、どういう格好であればできるかということは、その中でも相談をしていきたいと思えます。

○中川京貴委員 最後に、そういった方々だけの指名入札をするとか、一般競争ではこういう形になるのです。ですからそういった形の救済措置もぜひ取り入れていただきたいという要望です。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外50件の審査を行います。

なお、陳情第74号の2につきましては、企業局と共管することから、企業局関係の陳情審査において質疑することとしております。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が46件、新規が5件、合計51件となっております。

なお、委員長から御説明がありましたとおり、新規の陳情第74号の2、「西系列河川（国頭村7河川）における流水占用許可期間更新に関する陳情」については、企業局関係陳情で審査をお願いいたします。

まず、継続審議につきまして、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明いたします。

変更部分には下線を引いております。

6ページをお開きください。

陳情平成24年第140号の4、美ぎ島美しや（先島）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

「平成25年度から基本構想の策定を進めており、広域公園に求められる機能の整理、公園のテーマや建設位置の検討を行っているところであります。引き続き、平成26年度は基本構想を踏まえ、機能によるゾーニング、施設規模・配置の設定、概算工事費の算出等、事業計画の方針となる基本計画を策定する予定であります。今後、宮古島市と連携し、県と市の役割分担等も含めて検討し、整備実現に向けて取り組んでいく考えであります。」から「平成25年度に宮古広域公園（仮称）計画検討委員会を設置しました。平成26年度には基本構想において、公園テーマを「海と海辺を活かした公園」、建設地を「前浜地区」に決定し、基本計画の策定に着手しました。防災機能については、既存施設との連携や宮古島市との役割分担等を勘案しながら引き続き検討を行いたいと考えております。今後も宮古島市と連携して、宮古圏域広域公園の早期の整備実現に向けて取り組んでいく考えであります。」に変更しております。

34ページの陳情平成25年第104号の4につきましても、同様に變更しております。

7ページをお開きください。

陳情平成24年第158号の2、平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

8ページをお開きください。

記の5につきまして、「上屋の工事に着手する予定であります。」から「上屋の工事に着手しており、平成27年9月に完成する予定です。」に変更しております。

また、記の7につきましては、「防災計画を策定することとしております。」から「防災計画を策定しております。」に変更するとともに、末尾に「策定された防災計画は、今後、沖縄市、うるま市の地域防災計画に反映させられるよう提供していきたいと考えております。」を追加しております。

39ページの陳情平成25年第133号及び51ページの陳情平成26年第77号につきましても、同様に變更しております。

20ページをお開きください。

陳情平成25年第50号の4、平成25年度「離島・過疎振興地域に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

21ページをお開きください。

記の9につきまして、「実施することにしております。」から「実施しております。」に変更しております。

記の12につきましては、「整備に向け検討していきたいと考えております。」

から「整備に向け検討しているところであります。」に変更しております。

記の13につきましては、「平成26年度は、夏場の船体動揺観測、静穏度調査を行い、対策を検討していきたいと考えております。」から「平成26年度は、夏場の船体動揺観測、静穏度調査を行っております。平成27年度は対策工を検討のうえ、平成28年度の事業化を目指したいと考えております。」に変更しております。

22ページをお開きください。

記の17につきましては、「防波堤(東)の整備を進めております。」から「防波堤(東)の整備を進めてきました。」に変更しております。

また、「新たな静穏度対策については、同防波堤の完成後その効果の検証を踏まえて検討していきたいと考えております。」から「新たな静穏度対策として、平成27年度は波浪観測を実施し、平成28年度に対策工を決定し、平成29年度からの事業化を目指して取り組む考えであります。」に変更しております。

23ページをお開きください。

記の23につきましては、「静穏度向上対策を検討していきたいと考えております。」から「静穏度向上対策を検討してきたところあります。」に変更するとともに、末尾に「検討結果を踏まえ、平成27年度から事業に着手しております。新港については、現港湾整備の状況を検証し、適切に対処したいと考えております。」を追加しております。

43ページの陳情平成26年第42号の4の記の9につきましても、同様に変更しております。

記の25につきましては、「下地島空港については、新たな利活用を検討するため、平成26年度は下地島空港及び周辺用地を利活用したいという事業者からの提案を国内外から募るとともに、有識者等で構成する委員会を設置し、周辺の用地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討を行うことにしております。」から、「下地島空港については、周辺用地も含めた利活用に取り組むため、平成26年度に事業者からの提案を国内外から募り、4つの利活用候補事業を選定し、「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」を策定しました。現在、この基本方針に基づき、事業実施環境の整備に取り組んでいるところであり、今年12月を目途に、利活用候補事業の提案者を正式に事業者として決定する予定であります。」に変更しております。

記の29につきましては、「平成27年度から事業に着手したいと考えております。」から「平成27年度から事業に着手したところあります。」に変更しております。

記の39（1）につきましては、「港湾入り口付近の岩礁除去については船舶の利用状況等を踏まえ対策の必要性について検討していきたいと考えております。」から「港湾入り口付近の岩礁については、現在、白浜港を利用する船舶の入港に支障はありませんが、今後、船舶の大型化の可能性調査や、船主へのヒアリングを行い、岩礁除去の対策の必要性について検討していきたいと考えております。」に変更しております。

26ページをお開きください。

陳情平成25年第60号、浦西駅（仮称）周辺の高度利用等に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の1、2につきましては、「当該地域のまちづくりについては、浦添市が関係権利者等と協議を行いながら検討しているところです。今後、浦添市から当該地域の都市計画の案が示された段階で市街化区域への編入も併せて、適切に対応していく考えであります。なお、用途地域、建ぺい率、容積率、高度利用地区の指定は、浦添市が都市計画決定するものであります。」から、「当該地域の市街化区域への編入については、平成27年6月に手続きが完了しております。用途地域、建ぺい率、容積率、高度利用地区の指定については、浦添市において都市計画決定するものであり、市が都市計画マスタープランとの整合や、関係権利者等と協議を行い検討するものと考えております。県としては、浦添市から当該地域の都市計画の案が示された段階で関係法令等に基づき、適切に対応していく考えであります。」に変更しております。

また、記の3につきましては、「パーク&モノレールライド駐車場を整備することを計画しております。」から「パーク&モノレールライド駐車場を整備することにしております。」に変更しております。

27ページをお開きください。

陳情平成25年第69号、急傾斜地崩壊危険区域の補修、補強工事に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

「現在、さらに斜面変状等の調査を行っているところであり、今後、糸満市と連携しながら抜本的な対策を行っていききたいと考えております。」から「平成26年度から、糸満市の施工した箇所について調査を実施しているところであり、この結果を基に糸満市と連携して、対策を行うこととしております。また、県が施工した箇所については、平成27年度から対策に着手することとしております。」に変更しております。

30ページの陳情平成25年第84号及び31ページの陳情平成25年第85号につきましても、同様に変更しております。

28ページをお開きください。

陳情平成25年第72号、南大東港（西地区・亀池地区・北地区）及び県道182号線の整備に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の1につきましては、「なお、東屋の屋根瓦の剥離については、補修方法を検討し、平成26年度に復旧工事を行うことにしています。」から「なお、東屋の屋根瓦の剥離については、平成27年6月に復旧工事を終えています。」に変更しております。

記の3につきましては、「平成26年度に整備を完了する予定であります。」から「平成27年度に整備を完了する予定であります。」に変更しております。

29ページをお開きください。

陳情平成25年第73号、安里川の擁壁に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

「しかし、ひび割れについては、今後、補修等の対策を講じたいと考えております。」から「なお、ひび割れについては、平成27年3月に補修等の対策工事を完了しております。」に変更しております。

33ページをお開きください。

陳情平成25年第102号の2、法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の1につきまして、「平成26年度において、公共工事の積算における10トンダンプ1日あたりの運転単価は約50,000円程度となっております」から「平成27年度において、公共工事の積算における10トンダンプ1日あたりの運転単価は約51,000円程度となっております」へ変更しております。

記の2につきましては、「さらに平成26年2月1日以降適用する労務単価についても平均6.0%引き上げられたところであります。」から「さらに平成26年2月1日に平均6.0%、平成27年2月1日に平均4.9%引き上げられたところあります。」に変更しております。

また、「15,600円から17,000円へ、平成26年2月には17,800円」を、「平成25年4月には15,600円から17,000円へ、平成26年2月には17,800円、平成27年2月には18,000円」へ変更しております。さらに「今後も公共工事設計労務単価に基づく技能労働者への賃金水準の適正化について、受注業者等へ要請を行ってまいります。」から「また、毎年、労務単価改定の際に同様の通知を行ってまいります。」へ変更しております。

35ページをお開きください。

陳情平成25年第108号の2、公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナン

バー) 使用に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の2については、「平成24年度も工事件数として約570件、車両台数として約900台について点検を実施しております。」から、「平成26年度も工事件数として約492件、車両台数として約710台について点検を実施しております。」へ変更しております。

37ページをお開きください。

陳情平成25年第132号、中城湾港新港地区の振興に関する陳情について、変更部分を御説明いたします。

記の1については、「平成26年度に整備を行うことにしております。」から「平成26年度に整備が完了しております。」に変更しております。

記の2については、「平成27年4月からの定期運航の意向を示しております。」から「平成27年4月から定期運航を行っております。」に変更しております。

38ページの陳情平成25年第133号の記の2についても、同様に変更しております。

記の3については、「防犯カメラの設置については、意見交換の内容を勘案し、平成26年度から整備していきたいと考えております。」から「防犯カメラの設置については、意見交換の内容を勘案し、平成27年度から整備していきたいと考えております。」に変更しております。

39ページの陳情平成25年第133号の記の4及び51ページの陳情平成26年第77号の記の5についても、同様に変更しております。

40ページをお開きください。

陳情平成26年第12号、那覇港泊埠頭の乗船施設整備及び那覇港港湾組合機能再編計画の見直しに関する陳情について、変更部分を説明いたします。

この陳情につきましては、那覇港管理組合において、泊埠頭を利用する7町村と那覇港管理組合で構成する「泊ふ頭整備に関する調整会議」を平成24年8月に設置し、泊ふ頭の利便性及び安全性向上のための検討を行ってきたところであり、その検討結果を踏まえ、今回、処理方針を大幅に変更していることから、全文を読み上げます。

記の1、ボーディングブリッジの設置について、那覇港管理組合は、現状においても岸壁背後の施設用地が狭いことから、とまりんからのボーディングブリッジを設置するとさらに手狭になるため、ボーディングブリッジは設置せず、埠頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことであり、に変更しております。

記の2、可動橋の設置について、那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、可動橋は設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討することとあります、に変更しております。

記の3、屋根つきポンツーンについて、那覇港管理組合は、現在の渡嘉敷・座間味高速船乗り場の箇所では、水域が狭く浮き棧橋の設置は困難とのこととあります。安里川の河口に位置する2号物揚げ場の箇所については、スペース的には浮き棧橋の設置が可能とのことですが、現在利用している観光船との係留場所の調整や荒天時の対策、さらに河川管理者との協議等の課題があり、那覇港管理組合は関係者や利用者との調整を進めていくとのこととあります、に変更しております。

記の4、陸電施設の整備について、那覇港管理組合は、関係者を含め、泊埠頭を利用する7町村と整備手法等を検討することとあります、に変更しております。

記の5、屋根つき歩道の整備について、那覇港管理組合は、「とまりん」から「泊ふ頭北岸」の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、平成28年度の完成を目指しているとのこととあります、に変更しております。

記の6、現在、那覇港管理組合においては、那覇港港湾計画の改訂に向け、那覇港長期構想検討委員会を設置し、将来の那覇港のあり方を議論しているところとあります。泊埠頭を拠点とする周辺離島フェリーを那覇埠頭に集約する既定の計画について、那覇港管理組合は、泊埠頭を利用する7町村の意向を踏まえ、周辺離島航路は引き続き泊埠頭を利用する方針に見直し、平成27年3月26日に開催した第3回の委員会に提案したとのこととあります。今後は、同委員会における議論を踏まえ、那覇港港湾計画改訂の中で、周辺離島拠点ゾーンを含め、港湾空間の利用計画を決定していくとのこととあります、に変更しております。

42ページをお開きください。

陳情平成26年第42号の4、平成26年「度離島・過疎振興地域に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の2につきまして、「福地川の導流堤については、被覆石が移動している箇所が見受けられるものの、導流堤の機能は損なわれていないことから、今後、導流堤の状況を注視しながら、対応を検討していきたいと考えております。」から「福地川河口の導流堤の修繕については、平成27年度に設計を行い、平成28年度以降修繕を行う予定としております。」に変更しております。

記の3につきましては、「実施することとしております。」から「実施しております。」に変更しております。

記の5につきましては、「整備に平成26年度から着手します。」から「整備に着手しており、平成27年9月初旬から供用開始する予定であります。」に変更しております。

記の6につきましては、先ほどの陳情平成26年第12号と同じ内容に変更しております。

記の9につきましては、「現港湾内の静穏度向上対策を検討していきたいと考えております。」から「現港湾内の静穏度向上対策を検討してきたところであります。検討結果を踏まえ、平成27年度から事業に着手しております。」に変更しております。

記の12につきましては、「下地島空港については、シミュレーターの発達により実機訓練が減少している現状があることから、パイロット訓練専用空港としての役割を終えつつあると考えております。県としては、下地島空港の新たな利活用を検討するため、平成26年度は下地島空港及び周辺用地を利活用したいという事業者からの提案を国内外から募るとともに、有識者等で構成する委員会を設置し、周辺の土地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討を行うことにしております。」から、「下地島空港については、周辺用地も含めた利活用に取り組むため、平成26年度に事業者からの提案を国内外から募り、4つの利活用候補事業を選定し、「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」を策定しました。現在、この基本方針に基づき、事業実施環境の整備に取り組んでいるところであり、今年12月を目途に、利活用候補事業の提案者を正式に事業者として決定する予定であります。」に変更しております。

記の13につきましては、「平成26年度」を「平成27年度」に改め、後半部分は記の12と同じ内容に変更しております。

記の14につきましては、「平成27年度から整備着手する予定となっております。」から「平成27年度から事業着手しております。」に変更しております。

49ページをお開きください。

記の2については、陳情平成26年第42号の4の記の12と同じ内容に変更しております。

50ページをお開きください。

陳情平成26年第77号、平成26年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の3については、港湾内道路については、「平成26年度に整備を行うこと

にしております。」から「完成しております。」に変更しております。また、西埠頭の上屋については、「工事に着手する予定であります。」から「工事に着手しており平成27年9月に完成する予定です。」に変更し、東埠頭の上屋については、「整備に着手したいと考えております。」から「整備に着手したところであります。」に変更しております。

53ページをお開きください。

陳情平成26年第89号、兼平団地の地すべり防止対策工事を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

「また、現在、斜面変状等の調査を行っているところであり、平成27年度から抜本的な対策を行っていきたいと考えております。」から「また、平成26年度から斜面変状及び地下水位観測を行い、対策工法について検討しているところであり、平成27年度から対策に着手することにしております。」に変更しております。

この変更に伴い、54ページの陳情平成26年第92号も同様に変更しております。

次に、新規に付託された陳情4件について御説明申し上げます。

60ページをお開きください。

陳情第43号、主要地方道宜野湾北中城線（県道81号線）の早期完成を求める陳情の処理概要について御説明いたします。

県道宜野湾北中城線の北中城村安谷屋から渡口までの区間2.6キロメートルについては、平成11年度から事業に着手し、鋭意、整備を推進しているところであります。

北中城村役場前から渡口交差点の1.9キロメートル区間については、平成30年度に供用を予定しており、また、米軍施設内の区間については、米軍統合計画に関連しますが、早期返還を要望しながら全線の完成供用を目指したいと考えております。

61ページをお開きください。

陳情第46号の4、平成27年度「離島・過疎振興地域に関する要望事項」に関する陳情の処理概要について御説明いたします。

記の1、宮古地区の重要港湾である平良港においては、現在、国直轄事業で、カーフェリーなど大型化する船舶の航行安全の確保及び防災機能を強化するため、耐震強化岸壁の整備を進めていると聞いております。八重山地区の重要港湾である石垣港においても、国直轄事業で日本最南端の国際交流機能充実を図るため、大型クルーズ船に対応するターミナル機能の拡充を行っている聞いております。

また、多くの離島を抱える本県の地方港湾の整備は、地域の生活、産業を支える拠点として、これまで海上交通の安全性、安定性の向上を目指して進めてきております。

さらに、近年は観光振興の面からもますます重要な役割を担っており、旅客待合所、浮き栈橋、屋根つき歩道等の環境整備も行っております。

記の2、自然再生事業については、平成16年度「やんばる河川・海岸自然再生協議会」を設立し全体構想策定に向け取り組みましたが、全体の合意形成を得られなかったことから、協議会を解散した経緯があります。その後、奥川においては、国頭村、奥区も参加する奥川自然再生協議会を設立し、リュウキュウアユが生息できる河川環境を目指して、平成20年度から奥川自然再生事業を実施しております。

今後、奥川における自然再生事業の成果を踏まえ、比地川、奥間川での事業実施を検討していきたいと考えております。

普通河川については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、国頭村内の普通河川についても村が主体となって「自然再生事業」の検討を行う必要があります。

県としては、村への技術的な支援や協力を行っていききたいと考えております。

記の3、国道331号の大宜味村塩屋工区の区間0.8キロメートルについては、平成24年度から事業に着手し、平成32年度の供用に向け整備を推進しているところであります。

記の5、県では、大宜味村沿岸域において、これまで大宜味海岸、津波海岸及び根路銘海岸について、離岸堤、養浜等高潮対策事業を行い、越波被害に対し対策を講じているところです。

今後、集落等への越波被害の状況を村と連携を図りながら調査し、海岸事業の要件に合致するか検討していきたいと考えております。

記の6、普通河川については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっております。大宜味村内の普通河川についても村が主体となって整備等に取り組む必要があります。

県としては、村への技術的な支援や協力を行っていききたいと考えております。

記の7、塩屋港は昭和62年に開催された海邦国体において、漕艇競技の会場であったため競技艇用の斜路と艇庫を整備した経緯があります。

塩屋湾の海側には、塩屋漁港も整備され、漁船等に有効利用されております。塩屋港の港湾整備については、大宜味村からの要望もあることから、船舶の需要、利用形態等の調査を行い、港湾整備の必要性について検討したいと考えております。

また、塩屋湾のしゅんせつについては、船舶の航行がなく、航路、泊地の指定もないことから、今のところは港湾事業によるしゅんせつの計画はありません。しかし、カヌー等の利用状況や、堆積状況等も確認しながら、適切に対処したいと考えております。

記の8、結の浜は、大宜味村が事業者として護岸及び緩衝緑地帯等を含め埋立事業により整備された土地であります。

護岸については、埋立竣工と同時に国有財産として帰属され、現在、海岸保全施設として県が管理しており、また、護岸背後の緩衝緑地帯については村が管理しております。

緩衝緑地帯が整備されている区間については、海岸事業による対応は困難と考えておりますが、一部未整備となっている区間の防風・防潮対策については、村と連携し越波被害の状況を調査して、海岸事業の実施要件に合致するか検討していきたいと考えております。

記の9、本部・伊江間の架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、技術上及び環境上等の課題、膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

記の10、船舶利用客の荷受け及び荷渡しを行う屋根つき施設の必要性は認識しております。今後、整備手法等について伊是名村、伊平屋村、今帰仁村と連携し、整備に向けて検討していきたいと考えております。

旅客待合所の雨漏り被害につきましては、平成27年度にその原因と対策について調査、検討を行うこととしており、その結果を踏まえて天井の修繕等、適切に対応したいと考えております。

記の11、県は、平良港における大型化するコンテナ船とクルーズ船に対応した張水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業の推進について、沖縄県港湾協会が毎年行っている要請活動の中で宮古島市と一体となって国に働きかけていくことにしております。

記の12、河川事業は、洪水等の災害防止や正常な流水機能の維持等を主たる目的としていることから、河川内の赤土除去を目的とした事業は行っておりません。

河川に流入する赤土につきましては、発生源での対策が最も有効であり、関係機関と連携を図りながら河川への赤土流出防止に取り組んでいるところであります。生活雑排水については、下水道整備等地元における対応が必要と考えております。

また、管理用通路につきましては、業者委託により定期的に草刈りを実施しており、今後も引き続き維持管理に努めていきたいと考えております。

記の13、旧石垣空港跡地は、敷地面積が約47ヘクタールと広大で、中心市街地に近いことから、石垣市において旧空港の跡地利用計画を早期に策定することが必要と考えています。

県としては、市が開催する「石垣空港跡地利用連絡協議会」等において跡地利用計画の策定に協力していきたいと考えています。

記の14、 県道石垣空港線の石垣市盛山から真栄里までの区間8.8キロメートルについては、平成21年度から事業に着手し、平成31年度の全線供用を目指して整備を推進しております。

全線4車線化については、将来の土地利用や地域開発等を踏まえ、今後の検討課題と考えております。

記の15、石垣市においては、現段階で排水施設の整備スケジュールは未策定であり、旧石垣空港跡地を含む土地利用計画及び道路整備計画等、他の計画と連携をとりつつ、排水施設整備の事業区分、事業スケジュールを決定する予定と聞いております。

県としましては、市において排水施設整備が事業化された場合は、国の交付金の予算配分について配慮していきたいと考えております。

記の16、波照間空港から集落を經由し波照間漁港までの道路については、道路法上の県道認定基準を踏まえながら、整備の必要性、緊急性を勘案し検討していきたいと考えております。

記の17、仲間港が冬場に多くの観光客利用があること等は認識しており、旅客ターミナル周辺の駐車場に不足が生じたことから、平成13年度には仲間港南側野積み場付近にも駐車場を増設したところであります。今後は、その利用状況を踏まえて駐車場整備の必要性を検討したいと考えております。

また、臨港道路については、現地の交通状況等を確認し、検討したいと考えております。

記の18、県管理空港の管理運営については、施設の改修は沖縄県が行っており、日常の施設の維持管理については、県条例に基づき地元自治体が行っております。

与那国空港では、平成27年度から場周柵更新に取り組んでいます。なお、旅客ターミナルの整備については、今年度実施する県管理空港のターミナル耐震調査の結果を踏まえ、安全性・緊急性等の面から優先順位を決めて対応することとしております。

記の19、県道与那国島線、県道与那国港線等に係る整備については、県道として対応が十分可能であり、整備を要する箇所については、与那国町と連携し対応を検討していきたいと考えております。

65ページをお開きください。

陳情第47号、「コンドイリゾートホテル（仮称）」事業計画の反対に関する陳情の処理概要について御説明いたします。

一定規模以上の開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条の規定に基づき、都道府県知事の許可を受ける必要があります。

本陳情に係る開発許可については、事業者からの申請はなされておらず、詳細な内容は把握出来ておりません。なお、申請がなされた場合には、適正に審査してまいります。

66ページをお開きください。

陳情第75号、北谷町地区計画の区域内における畜舎の解釈及びペットサービスの扱いに関する陳情の処理概要について御説明いたします。

記の1、都市計画法及び建築基準法では、ペットホテルについての具体的な定義や記述はありませんが、建築物の用途に関する建築基準法の運用において、ペットホテルのうちペットを収容する施設の部分については、一般的に畜舎に該当するものとして取り扱っております。

記の2及び3については、地区計画の区域内において、ペットホテルなどを用途制限の対象とするか否かについては、地区計画の趣旨・目的を踏まえ北谷町が主体的に判断すべきものであります。

なお、北谷町によると、用途制限の対象であっても、町地区計画条例の規定により、町長が当該区域の整備、開発又は保全に関する方針に適合すると認めて許可したものについては、建築が可能とのことであります。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 60ページ、陳情第43号。今、イオンモール沖縄ライカムができてあの一帯はこれまで以上に物すごい渋滞があります。私も土日に通ってみ

たらずごいと思いました。話によると土曜日、日曜日は1万名以上がそこに見えているということです。それだけに、これまで以上にあの一带から役場周辺まで含めて、北中城村の交通アクセスが相当な状況になってきたと感じています。そこで、陳情の話をしていきたいのですが、これは渡口から安谷屋までなのです。その中で、渡口から役場そして安谷屋という区間ですけれども、あの辺は選挙区でありますので私も昔から通っていますが、進みぐあいやはり気になります。やっていることを進めたときにはこれでかなり緩和されるかと思ったけれども、そこも昔からかなり渋滞し始めて渡口から役場向けはいつも物すごい渋滞で、ここは早く供用しなければ大変なことになると思っていますけれども、進捗状況はどのようなのですか。

○上原国定道路街路課長 宜野湾北中城線の整備は現在、平成26年度末で事業費ベースで75%まで来ております。委員がおっしゃるように余り進んでいない印象があるかと思っておりますけれども、渡口から役場前までの区間は一部バイパスになっておりまして、その部分の用地買収はかなり進んできております。今年度からトンネル工事に着手したいと思っております、いずれ議会に契約の提案をしたいと考えております。そのトンネル区間1.9キロメートルについて平成30年度の供用を予定しているところでございます。

○新里米吉委員 たしか、トンネル区間というものはこれまでの通りから少し迂回するような形ですよね。そこは随分難渋していた気がしますけれども、そこが解決したということですか。

○上原国定道路街路課長 まだ一部用地未買収がございますけれども、トンネル区間の用地買収が終了しまして、今年度からトンネル工事に着手したいと考えております。

○新里米吉委員 すると平成30年度供用開始ということは、かなり現実的になってきたと考えてよろしいですか。

○上原国定道路街路課長 その1.9キロメートル区間につきましては、トンネル工事の終了と同時に供用開始をしたい予定です。

○新里米吉委員 安谷屋までの区間はどのようなのですか。供用開始の見通しはどうなりますか。

○上原国定道路街路課長 安谷屋までの区間につきましては、米軍施設内に拡幅をする部分でございまして、米軍の返還統合計画の中に含まれておりまして、現在統合計画では、平成36年、2024年またはその後となっております。しかし事業はそれまで待つわけにはいかないものですから、処理概要にも書いてありますように、早期の返還を要望しながらその部分について事業実施をしたいと考えているところでございます。

○新里米吉委員 道路部分だけ先にやれるということはありませんか。

○上原国定道路街路課長 それを要望しながら実現に向けて調整していきたいと考えております。

○新里米吉委員 次に、65ページ陳情第47号ですけれども、地元の1万人を超える反対賛同者の意思確認をしたということですから、その地域の人口はどのぐらいですか。

○立津さとみ建築指導課長 竹富町竹富島につきましては、2015年5月31日現在人口は369名となっております。

○新里米吉委員 するとこれは竹富町以外の人たちも含めての反対賛同者ということになりますけれども、地元の動きはどのような感じですか。

○立津さとみ建築指導課長 現在、竹富町において、景観法あるいは町の景観条例に基づいて、それぞれ事業者及び陳情者になっております竹富町公民館からお話を聞いていると伺っております。

○新里米吉委員 県としては、今の段階では竹富町公民館あるいは竹富町から状況をつかんでいないのですか。

○立津さとみ建築指導課長 開発許可申請につきましては、現在、申請書が提出されておられませんので、具体的なことについてはお伺いはしていません。

○新里米吉委員 これはかなり慎重にやらなければならないと思いますけれども、公民館の館長名で陳情が来ているということと、たしかこの地域は海浜の

隣に歴史的施設があったような気がします。それとの関係があるのだろうと思いますので、県におかれても慎重な対応をお願いして終わります。

○立津さとみ建築指導課長 申請書が届きましたら、慎重に審査を進めていきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 66ページ、陳情第75号。まず、陳情の記の1で県の都市計画行政においてペットホテルが畜舎に該当しないことを確認してもらいたいということを言っていますけれども、これは県としては一般的に畜舎に該当するということで取り扱っているということでのいいのですか。

○立津さとみ建築指導課長 処理概要でも申し上げていますが、建築基準法それから都市計画法の中におきましては、ペットホテルという用途の具体的な定義あるいは記述はございません。そのため、ペットを収容する部分につきましては、一般的に畜舎に該当するところがあるということで取り扱っております。

○新垣安弘委員 では、陳情の2項目。恐らく陳情者はペットホテルをやっていると思いますけれども、営業をやっているのに急に町から畜舎に当たるのでやめるようにと言われて、陳情が出てきていると思いますけれども、このペットホテルが畜舎とされてしまうと、ペットショップとかトリミングサロンとか動物病院とかにも影響を与えるのではないかと懸念しているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○立津さとみ建築指導課長 一般的な建築基準法とそれから都市計画の用途の制限の話を申し上げますと、先ほど申し上げたペットショップでありますとかペットホテルといったものにつきまして、例えば今回の陳情者の所在地につきましては用地地域は商業地域となっておりますので、そういった意味での立地の制限は出てこないと思われれます。今回の陳情につきましては、あくまでも町の地区計画の中での制限が課せられたためとなっております。

○新垣安弘委員 恐らく、このペットショップもペットホテルもトリミングサ

ロンも動物病院も規模的には大体似たような営業の仕方かと思えますけれども、県内はわかりませんが県外では畜舎ということで畜舎は建ててはいけないと指定するときに、括弧書きで畜舎と言ってもペットとして飼育する犬や猫などの小動物の畜舎、動物病院及びペットショップその他の類するものは除くと括弧書きで書いているところもあるのです。そこは恐らく北谷町の場合にはそれがなかったと思いますが、県内において畜舎と定めるときに括弧書きでペットショップ等の小動物を扱うものは除くといった制限をしているケースはありますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 那覇市新都心地区において15平米を超える畜舎の建築は規制しております。ペットホテルを外している事例はございません。

○新垣安弘委員 一般的な感覚からすると、畜舎と言ったら養豚の畜舎といったイメージを持ちますけれども、小動物のペットショップやペットホテルというものはそういうものとは明らかに違うし、一まとめに畜舎と言うのはどうかと思うので、恐らくただし書きがつくのではないかと思います。

あと、陳情要旨の1行目に書いてある沖縄県動物愛護管理センター—動物愛護管理センターより第一種動物取扱業の許可を得て運営していると書いてありますけれども、この第一種動物取扱業の許可というものは、例えばこの人の場合はペットホテルをやっていますけれども、トリミングサロンとかペットショップとかもひっくるめて第一種動物取扱業に入るのですか。

○立津さとみ建築指導課長 法律が所管外なものですから、こちらの第一種動物取扱業登録に関して、動物の愛護及び管理に関する法律の第10条を見ますと、その中では販売、保管、貸出し、訓練、展示といったものを含めて登録という形が記載されてございます。

○新垣安弘委員 最後に、要はこれは北谷町が地域の指定をどうしているかということにかかわると思えますけれども、県として例えば北谷町にペットホテル以外に、今、営業していて営業停止に指定されるような業者が何か所かあるかとか、そこら辺を北谷町に確認されましたか。

○末吉幸満土木建築部長 この陳情を受けたのが、ここ二、三日ぐらい前なのです。それで我々も慌てて勉強したということがありまして、北谷町とのやり

とりにつきますは、処理概要の記2と3で書かれていますように、用途制限対象が可能だと聞きましたけれども、委員御指摘の同じようなもの—例えばペットホテルやトリミングサロンがどのくらいあるのかということは、まだ問い合わせをしております。確認をさせていただきたいと思います。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時20分

○新垣良俊委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 座間味村慶留間港の整備の問題が載っていましたが、少し説明していただけますか。

○我那覇生雄港湾課長 慶留間港の整備についてお答えします。資料43ページの陳情平成26年第42号の4の記の7、慶留間港の波除堤を整備することについての問いに関するお答えでございます。慶留間港については昭和47年度から平成11年度まで整備を行っております。総事業費は約23億円で整備完了しております。慶留間空港から他の島への連絡、特に阿嘉島への連絡の基地港として利用されておりましたが、平成10年に阿嘉大橋の開通に伴い現在は定期航路としての役目は終えております。現在は、地元の小型船が主にダイビングといった遊漁船で13隻が在港している状況でございます。波除堤の設置については、その必要性は認識してございまして、現在、座間味村と連絡をとりながら事業化の検討をしたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 波を除く波除堤が必要だということで説明がありましたがいかがですか。

○我那覇生雄港湾課長 波除堤があると、西から入ってくる波浪を遮ることができて構内の静穏度が確保でき、非常に効果があるとは考えてございますけれども、村からの要望でもう一つ船揚げ場をもっと広くしてくれという要望

がございます。その船揚げ場と波除堤の位置がどうしてもセットになりますけれども、現在、非常にきれいな砂浜が残っており、ここを潰して船揚げ場をつくるということに關しましてそれでいいのかと、地元のコンセンサスを得られているのかどうか、本当にきれいな砂浜を潰していいのかどうかという確認を今しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員　きれいな砂浜はよくわかりますけれども、あれは島に向かって右側にありますか左側にありますか。

○我那覇生雄港湾課長　上から見て慶留間港に入ってきますと、左側にきれいな砂浜が残ってございます。右側はたしか小学校の体育館や校庭が見えますけれどもその護岸になっておりまして、今ある船揚げ場の拡張というお話は島に向かって左側でございます。

○嘉陽宗儀委員　学校側はほとんど砂浜ではなくなって、砂もさらわれてしまって、確かに向こう側はまだきれいな砂浜が残っているから、こちらの船揚げ場は現在もとってあるわけだから自然破壊しないように、しかも地元の要求についてはかなえられるようにという、少し知恵を出してやってみてはどうですか。

○我那覇生雄港湾課長　やはりきれいな砂浜ですので、できるだけそれも残しつつ船舶の需要も応えられるような知恵を出し合って、納得できるような整備を進めていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員　実は、向こうは今度は慶留間小中学校が40周年記念事業があるので、私の妻は慶留間でも育っています。こういう記念事業なのだから後押しもしないのかと尻をたたかれていますので、いい知恵を出して頑張ってもらえませんか。

○我那覇生雄港湾課長　今年度、県単費の港湾調査費の中で港湾整備計画書の作成を検討する予定でございますので、慶留間港もその中で検討を進めたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員　先ほどイオンモールライカム沖縄の話をしていましたけれども、私も何回か行きました。議事録を見ればわかると思いますけれども、私は

つくるときから今の事態を心配しており、1つには交通渋滞の問題が出てくると、交通網の整備はどうするのかというものと、それから近隣商業地域との分野調整法で既存の商店街に影響がないようにという心配をしておりましたけれども、今ふたをあけてみたらたくさんの方が来ているのは間違いないけれども、金はなかなか落とさない、よく見て帰るといふ—これは向こうの売り込みの問題かもしれませんが私が言う必要はないけれども、とにかく集客した割には効率が悪いというのか、交通渋滞で迷惑をこうむっているということがありません。関係者が我々にも陳情を出しに来ましたので、地域周辺との整合性をきちんと図って、交通渋滞解消の問題について北中城村との話し合いとか、業者との話し合いをやってこれを進めてください。どうですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 イオンモールライカム沖縄の開業に際しまして、都市計画決定の工期調整時にイオンモールライカム沖縄開業後の交通量を推計して影響評価を行っておりました。開業後の交通環境への影響は県、沖縄市、北中城村で構成する調整会議においてことしの10月に交通量の調査を行って混雑等を検証する予定でございます。

○嘉陽宗儀委員 頑張ってください。最後に陳情平成24年第205号の泡瀬干潟の問題について1点だけ聞きます。私は代表質問でこの件を聞いたら、かなりいい御答弁をいただきました。それできょうここで確認したいことは、鳥獣保護区の指定についての取り組みは今どのぐらいまで進んでいるか説明できますか。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長から、鳥獣保護区の指定は環境部の所管であるとの説明があり、嘉陽委員は了承した。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 21ページにある陳情平成25年第50号の4の処理概要が若干変わってきているところを取り上げたいと思います。本部港の立体駐車場について検討しているところでありますと概要が変わっておりまして、せんだって伊

江村や本部町の行政との意見交換といいますか調整が終わったようにも聞いておりますけれども、現在の進捗状況の説明をしてください。

○我那覇生雄港湾課長 4月から今議会が始まるまでの間に、港湾課の管理担当、計画担当それから伊江村、本部町と継続して調整を6回続けているところでございます。やはり、建設後の管理主体をどうするかということで、本来でしたら本部港は本部町が管理委託を受けて管理しているわけでございますけれども、今回の駐車場につきましては駐車台数400台ほどの駐車場を整備しますが、利用者のほとんどが伊江村の住民の車両でございますので、このあたりでどちらが管理したほうが管理しやすいのかということで調整を、今、続けているところでございます。

○具志堅透委員 事業実施は何年度ぐらいになりますか。

○我那覇生雄港湾課長 調整後に今年度の補正予算も要求して、早目に実施設計業務を始めたいとは考えております。

○具志堅透委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、伊江港内の静穏度調査ですけれども、これまで静穏度の調査やって私の認識では終わったと思っております。それを受けて、処理概要にあるとおり対策を検討の上、平成28年度の事業化に向けてという認識でよろしいですか。静穏度調査が終わってれば現状はどうか、必要性があるからだろうと思っておりますけれども、その辺を少し説明願います。

○我那覇生雄港湾課長 伊江港の定期フェリーにつきましては、港内の特性といたしますかどうしてもうねりが入ってきやすいということで、それが定期フェリーの運航に影響が出て他港と比べて若干就航率が低くなっており、何らかの改善が必要だろうという認識はございます。そのため、過去数年間の調査—特に平成26年度は船体の動揺観測であるとか静穏度調査を行ってきたところです。平成27年度は得られたデータをもとに、コンピュータの中で解析をいたしまして、例えばこういう対策工をつくったらどうかということの検討案を複数案検討することにしてございます。その中で、一番費用対効果のすぐれたあるいは効果の得やすい方法を1つ選定しまして、それを平成28年度までにぜひ着手したいというスケジュールを今考えております。

○具志堅透委員 ぜひ頑張っていたきたいと思いますが、その対策に対して費用対効果があるとは思わない気がします、ひとつよろしく願います。

次のページの記の17、仲田港の静穏度も同じようなことですが、仲田港もかなり静穏度が悪くて、伊平屋便が欠航しないのに伊是名便が欠航することも多々あるように聞いております。そういった中で今の陳情になっているのだと思いますけれども、そこは1年おくれということで、今、静穏度調査に関してはやっている状況なのですか。

○我那覇生雄港湾課長 仲田港につきましても先ほどの伊江港と同様に港内静穏度の改良が必要であると感じておりまして、委員がおっしゃったように伊江港に1年おくれたようなスケジュールでございます。処理概要に書いておりますように、平成27年度は波浪観測を実施いたします。その後、平成29年度からの事業化を目指して取り組む考えでございます。

○具志堅透委員 ぜひ頑張ってください。

次に、62ページ、新規陳情第46号の4の記の5、大宜味村内海岸高潮対策事業について。私は前にも一般質問等で取り上げたことがありますけれども、越波などの対策事業をやっているところでも書いてあります。ただ、ずっと村からそういった要請があるということは、やはり対策がまだ十分ではないということであるのだらうと思います。そこで、下のほうに「今後、集落等への越波被害の状況を村と連携を図りながら調査し」となっていますけれども、調査は具体的にどうなっておりますか。

○赤崎勉海岸防災課長 海岸事業については、越波をして住宅等に冠水被害が出てくる状況で高潮対策事業がありますけれども、例えば昨年7月の台風8号それから10月の台風19号両方とも結構大きな台風でありましたが、そのときにも越波をして住宅等にその冠水の被害があったという報告が出てきておりませんので、引き続き大宜味村には冠水被害が出た際の状況写真を提供していただきたいと調整しているところです。

○具志堅透委員 その越波対策は冠水などが無い限りできないという認識でよろしいですか。

○赤崎勉海岸防災課長 特にこの大宜味村については、沿岸部を国道58号が走

っております、その道路に越波があるということに対しては道路管理者で対策をすることが基本であると考えております。

○具志堅透委員 わかりました。そういった要請が何度も上がってきていますので、あるのだろうと思います。資料提供するように私も言うておきますので、その後の検討をぜひしっかりやっていただきたいと思います。

次に、63ページの記の10、運天港ターミナルの屋根つき荷さばき場はあとでやりますけれども、天井を修繕するということは初耳ですが、雨漏りをしているのですか。

○我那覇生雄港湾課長 運天港旅客待合所については、建設後七、八年たっただございますけれども、台風の襲来時に最初の雨漏りが発生したと聞いておまして、現在一番顕著な雨漏り箇所は、伊平屋航路の切符売り場の直上でございます。ここのボードがたわんでいる状況が見られます。恐らく屋根からきているものだと思いますので、実は今年度に調査・検討委託業務を間もなく契約いたしますので詳細に検討いたしまして、原因を究明してから雨漏り防止対策を早目に実施したいと考えております。

○具志堅透委員 特にターミナルの待合所の雨漏りに関しては、急を要するわけです。そこが雨漏りすることは大変なことであるので早目に調査をして、皆さんのほうが専門であると思いますけれども、長く放置するよりは早く解決したほうが建物のもちもよくなるのではないかと素人ながらも思います。ましてや、伊是名・伊平屋の玄関口でありますのでそういった意味では早目の対策を希望しておきたいと思います。屋根つきターミナルはいいでしょう。終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 28ページの陳情平成25年第72号、南大東村の亀池地区の件ですけれども、平成25年はおととしですよ。私は毎年台風直後に南大東村へサトウキビの調査を行っております。私が見る限り、港湾の整備がどうも遅々として進まないような感じを受けているのです。これは技術的な問題なのか、施工上の問題なのか、あるいは予算の問題なのか、一体どういうことで進まないのか。予算であれば予算を増額してもらいたいし、一体どういうことで向こう

の港湾の改修工事—かさ上げをやっていますよね。私が見る限り、余り進んでいない感じを受けているのですけれども、その辺の状況から。

○我那覇生雄港湾課長 南大東港亀池地区ですけれども、現在、岸壁マイナス5.5メートルを約1メートルかさ上げする事業を平成21年度から平成30年度までの期間で取り組んでおります。今、委員がおっしゃいました遅々として進まないということですが、なかなか海象条件が厳しいところでございまして、例えば台風が襲来するたびに何日間も作業できないとか、あるいは沖縄本島から持ってくる鉄筋などの資材がなかなか思ったように調達できない、また船の来航といった沖縄本島周辺の離島とはまた全然違った厳しい制約条件がございまして、予算をつけてもそういった事情でなかなか執行できないということで、どうしてもスピードが遅くなっているところであります。しかし、スケジュール的には特におくれることなく計画どおりの日程で、平成30年度までには終わらせたいという取り組みをしているところでございます。

○前島明男委員 港湾課長の今の説明は全てわかった上で私は今質疑をしているのです。ほかに方法はありますか。例えば資材がどうのこうのということも私もわかっています。施工業者をもっとふやすとかあるいは機械をふやして何とかするとか、何か方法が講じられないかと思うのです。私は何度も見に行っているで今の説明は全部わかった上で私は質疑をしているのです。ですから、もっと予算をつけて予算消化できる方法はないのですか。

○我那覇生雄港湾課長 スピード感を持つという御指摘だと思いますが、おっしゃるとおりだと思います。ただ、南北大東島については一つの島に亀池地区、西港、東港とありまして船が毎日の風向きによってどこに着くかということもございまして。工事と定期船の入港、荷役が錯綜すると危険な状態になることも考えられまして、我々としては港の利用状況も勘案しながら安全に工事を進めていくためにもやはり南大東島においては、スピード感も大切なのですけれども、そういった事情もあってなかなかできないということも酌み取っていただきたいと思います。

○前島明男委員 理解した上で質疑をしていますけれども、何とかもっとスピードアップできる方法—今、沖縄本島から業者が、施工していますよね。それを1社だけではなくもう1社ぐらい入れて両方がやるとか何か方法がとれないかと思うのですけれども、土木建築部長は現場へ行かれましたか。

○末吉幸満土木建築部長 今、港湾課長が説明しましたように、どうしても南北両大東の港湾工事は波浪の影響、台風の影響、波のうねりの影響を受けます。影響を受けている中で定期船なり資材船が接岸するという事で、工事現場自体も100メートルぐらいの岸壁の中で例えば係留船を何隻入れるとなると、ぶつかり合ったり危険な状況になりますので、我々は工事の安全性を配慮しながら一例えば委員がおっしゃる様に2つの業者に発注したとしても、どちらかの工事を待たなければならない可能性があります。そういうこともありまして、我々は、今、丁寧に安全に留意しながら今の工事の形態をとらせていただいている状況でございます。ただ今どのぐらいできるかということは改めて勉強いたします。

○前島明男委員 これ以上どうにもならないのか、あるいは何とか方法があるのかなのか、その辺を十分に検討していただいて、できるだけスピードアップをして。もちろん工事をする上では安全は大事ですので当然のことですけれども、その辺を十分考慮した上でもっとスピードアップできるような、平成30年と言わずに半年でも1年でも短縮できる方法を、現状これしかないと言うのではなく、もう少しいろいろな方法を考えてもらいたいと思うのです。

○末吉幸満土木建築部長 施工計画的なものになりますけれども、勉強させていただきたいと思います。

○前島明男委員 もう一つ、県道182号線の問題ですが、これは解消されましたか。これも平成25年から足かけ3年になりますけれども完成していますか。

○古堅孝道路管理課長 この工事につきましては、平成26年度完了予定でございましたけれども入札不調が2回ございまして、ことし3月の契約になっております。今、工事を行っております7月末に完成する予定でございます。

○前島明男委員 入札不調の原因は何ですか。単価が安かったのではありませんか。

○古堅孝道路管理課長 単価は沖縄本島との運搬賃とかありますので、それを込みにした単価になっております。入札不調の原因はヒアリングをしたところ、現場代理人の確保ができないということがありました。それで、3月になれば

ほかの現場が終わるので代理人確保ができるということで3月契約にしております。

○前島明男委員 笑うしかありません。現場代理人が確保できないから工事を進められない、そのようなばかな話があつていいのですか。私は去年もおとしも子供たちの通学路にもなっているというこの道路を見ました。自転車通学する子供たちもおりますので、その上では非常に危険を伴うので早急に整備してほしいということなのです。地元にいなければこちらから現場代理人を連れて行ってさせたらどうですか。

○古堅孝道路管理課長 地元には業者が少ないものですから、指名した15社のうち13社が沖縄本島です。それでも応札者がいなかったという状況でございます。

○前島明男委員 それでは技術者の問題ですか。単価には問題がないのですか。単価がよければこちらからでも行くはずです。離島は離島なりの沖縄本島とは違った単価の振り方があると思うのです。十何社も指名をして応札が一社もなかったということは、これはやはり単価の問題だと思うのです。事業費も含めて採算がとれるようにすれば、沖縄本島からも行くはずですよ。いかがですか。

○末吉幸満土木建築部長 単価の話も議会で不調不落の原因の一つと指摘されているところですが、離島の単価は沖縄本島の単価に加えて運賃エクストラという運搬費を計上してございます。ただ、離島での工事というものは先ほども道路管理課長が説明しましたように、現場代理人がなかなか見つからないという事情がございます。沖縄本島の場合であれば、技術者は結構いらっしゃいますけれども、向こうに行って、この工事自体工費的には余り大きくない工事なものですから、そこまでわざわざ行ってその工事を受注しようという意志が起こらない可能性があるのです。我々は地元にある2つの業者をターゲットにしておりますけれども、その地元の2業者もほかの工事があるのでなかなか現場代理人を回すことができないという状況がございます。去年から現場代理人は兼任できますということもやりながら発注をかけましたけれども、恐らく地元の業者は手持ちのところに集中したいということがあつて応札できませんでしたが、3月になれば前の工事が終わって現場代理人の資格を持つ技術者が配置できるということで3月まで我々は待ったという状況でございます。

○前島明男委員 これは間違いなく今年度で完成できますか。

○古堅孝道路管理課長 今年度7月で完成する予定でございます。

○前島明男委員 そういふことであれば了解です。2年、3年かかってようやくこの問題が解決するということで、ありがとうございました。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 6ページ、陳情平成24年第140号の4、県立公園の件について少しお伺いをしたいと思います。これは陳情が出されて随分長く、まだ決定ではありませんがようやく公園用地が決まるところまで来て、平成24年に宮古島市が県立公園を要請した際に通常の要請ではなくスポーツをテーマにした公園あるいは防災機能を持った公園と2つに分けて全く離れた場所で県立公園を誘致したいということがあり二、三年前にはそういう県立公園の誘致の仕方があるのかとお伺いしたこともあります。つまり、県立公園というものは50ヘクタール以上というものがありますけれども、この2つを足しても50ヘクタールには足りないし、また別々の場所で県立公園という例があるのかとお伺いをしましたけれども、そういうものは初めてだと当時の土木建築部長も首をかしげていらっしやったといういきさつもあります。それでも恐らく宮古島市から強くプッシュしてきたと思われませんが、みずから絵を描いており、これだけ離れているけれども下地地区と上野地区という形で公園をつくると。防災機能やスポーツ機能を持った県立公園ということですが、この県立公園のいきさつは今どうなっているのでしょうか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 平成24年度に基本構想策定に向けた基礎調査を実施しておりまして、平成25年度から基本構想策定作業に入っております。平成26年度と今年度は基本計画素案の策定に入っておりまして、沖縄県環境影響評価条例に基づく配慮書の作成を予定しております。

○奥平一夫委員 基本計画の中にはどういう機能を持った設備ができる予定なのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 基本計画の中で導入する施設の諸元等を

検討していきまして、公園区域の設定やゾーニングを行いますので、今年度それを行う予定でございます。

○奥平一夫委員 公園の構想の中で、宮古島市が求めてきた例えば今のスポーツゾーンではサッカー場、ラグビー場、トライアスロンに多目的広場、アスレチック広場、スケートボード場といった要請をみずから絵を描いてしているわけです。こういうものが入るのでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 委員は御承知だと思いますけれども、基本構想についての公園テーマを海と海辺を生かした公園ということで、建設地を前浜地区に決定しております。このテーマ自体が海と海辺を生かした公園ということでございますので、委員が指摘した宮古島市の要望が全部通るかどうかということとはわかりません。我々がこれからやることはその基本構想をもとに、そこにどういう施設を入れていくのかということが、これからの検討委員会での仕事になりますので、委員が提出された絵そのもの自体がそのままのイメージではないと理解しております。

○奥平一夫委員 わかりました。これから事業の立ち上げまでの日程的なもの—どういったことが必要で、いつごろ事業に入るのかという大まかな日程というものがありますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 先ほど申しましたとおり、平成26年度から平成27年度にかけて基本計画を策定します。あと環境アセスメントが必要ですので、平成26年度から平成30年度までは環境アセスメントを行うことになっております。平成28年度には基本設計に入りまして、平成30年ごろをめどに都市計画決定を予定しております。現在のところ、実施設計は平成31年ごろを予定してございます。

○奥平一夫委員 今は前浜地区の話ですね。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 前浜地区でございます。

○奥平一夫委員 もう一方の上野地区に防災機能を持った公園というものは、今これはどうなっていますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 現在は、予定地区として前浜地区が選定されておりまして、検討委員会の中では防災機能については既存施設との連携や宮古島市との役割分担等を勘案しながら引き続き検討していきたいということで、検討委員会では考えております。

○奥平一夫委員 上野地区への誘致要請は平成24年でしたね。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 平成25年3月でございます。

○奥平一夫委員 実は今、宮古島市で話題になっています、自衛隊基地の配備問題が出ておりまして、防衛省は宮古島市の2カ所か3カ所に配備をしたいということの中で、この地区が予定地に入っているのです。これは5月に県内紙がすっぱ抜いており、ここに自衛隊配備を誘致したのが当の下地敏彦宮古島市長なのです。ですから、公園用地を要請しておきながら自衛隊配備を要請するという二重基準といいますか一意見を求めようというわけではなく事実関係の確認です。そういうことで確認したいと思うのは、宮古島市からこの場所への要請をやめますという連絡はありましたか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 ございません。

○奥平一夫委員 きょうはそれを確認するだけの話です。引き続きこの県立公園についてしっかりとやっていただきたいのと同時に、防災機能の場所についても。今、宮古島市が提案した両方の海沿いの場所は海のすぐそばで海拔ゼロメートル地帯だと思われ、防災機能はほとんどないに等しいのです。そういう意味で避難場所もない中でここに県立公園ということで非常に心配しているのです。ですから、防災機能を持った公園がもしあと1つ検討されているのであれば、その辺についてもきちんとした整合性を持ってこの県立公園を仕上げていただきたいと思っております。

次に、23ページ、陳情平成25年50号の4の下地島空港の件ですけれども、下地島空港は土木建築部が一生懸命になって周辺用地の利活用候補事業を挙げて、10の企業に手を挙げていただいた。そのうち4者を候補事業として挙げて、今、その企業と鋭意ボールの投げ合いをしているという話を聞いて非常にうれしく思っております。そこで4つの企業の特徴的なもの、どういうことを目指そうとしているのかというところについて少しお話を聞かせてください。

○多嘉良斉空港課長 4つの事業として、パイロット養成事業を提案しております株式会社F S Oでございますけれども、まず背景を御説明いたしますと、ボーイング社が2033年までに世界の航空市場53万3000人の新規民間航空パイロットを必要としていると。そしてアジア太平洋地域の新規パイロット事業はそのうちの21万6000人ということで、世界全体の約40%を占めると。我が国は現在年間約120名ほどのパイロットの養成がされていますけれども、2030年には400名規模のパイロットを育成する必要があるということになってございます。現在は独立行政法人航空大学校で40%、エアラインの自社養成で34%、自費取得等で26%という形になってございますけれども、もともと日本航空株式会社も全日本空輸株式会社も下地島空港で訓練していたのですけれども、自社でかなりお金を費やして育て上げたパイロットが格安航空会社—L C Cや新興の航空会社にヘッドハンティングで持って行かれるということで、最近ではライセンスを持った人を採用しましょうという流れがございまして、そこに目をつけたということでございます。

2つ目のマルチコプターは、横浜の株式会社A A Aが事業を提案してございます。日本初の操縦技術者養成学校ということで、これにつきましてはもともとマルチコプターはホビー—おもちゃから始まったわけですがけれども、自動制御技術の急速な発展から複雑な機械的制御機構を持たないマルチコプターが登場し、これによりさまざまな産業用途での爆発的な普及が予測されているということもございまして、将来市場予測で2035年には約10兆円ほどの市場規模になるということを申し上げております。

続きまして、株式会社星野リゾートは竹富町でも実績を持っている事業でございますけれども、ターゲットをプライベートジェットを利用するラグジュアリー富裕層を想定しておりますということで、彼らは下地島はアジアの中心に位置し3000メートルという滑走路の長さは飛んで来る飛行機を選ばない。世界からいろいろな飛行機で迎え入れることができると評価しております。自然豊かで琉球の文化色を色濃く残すということで世界でもまれに見る地域であるという評価があり、ぜひとも下地島空港で事業をしたいと申し上げております。

これと連携するように三菱地所株式会社が提案しております、下地島空港でのプライベートジェット機の受け入れ施設でございますけれども、近年国内空港ではプライベートジェット機受け入れに向けた取り組みが進展していると。沖縄県では実際に那覇空港にも需要があるのですけれどもなかなかスポットがないということで、それが受け入れられないということで受入体制を必要としていることがありまして、リゾート地の中で新しい形ということで下地島空港に展開していきたいという提案がございまして。

○奥平一夫委員 大変詳しく御説明いただきましてありがとうございます。ここで、4つのうちの株式会社星野リゾートとプライベートジェット機の受け入れを提案している三菱地所株式会社は事業的にも重なるところがあるし、重なればそれなりに連携ができると思いますが、こういう事業者同士の連携といった事業展開も可能と考えていらっしゃいますか。

○多嘉良斉空港課長 私どもの中でも、それぞれが競合するのではなくお互いに相乗効果を持って展開できる事業であると見込んでおりまして、実は私どもが動く前に既に民間同士でコンタクトをとりながら事業の計画等を協議していると伺っております。例えば、株式会社F S Oのパイロット訓練はプロペラ機を使うわけですが、これに関してはプロペラ機を格納する場所が必要であると。それについては三菱地所株式会社が格納庫をつくるというように、そういった環境では協力関係が持てるのではないかとということもございまして、私どもも動きつつ民間同士でも既に動いているというのが現状でございます。

○奥平一夫委員 少しお伺いしたいと思いますけれども、プライベートジェット機の流れというものは、沖縄でもなかなか聞かないし本土でもどうかはわかりませんが、それほどプライベートジェット機の需要があるようには思えないのですけれども、三菱地所株式会社がプライベートジェット機にこだわっている理由をもう少し詳しくお話しできませんか。

○多嘉良斉空港課長 実は日本はプライベートジェット機の後進国という位置づけになっております。提案者によりますと、欧州や北米地域は古くからプライベートジェット機が普及しておりまして、普通の商談でもプライベートジェット機で各地を回っているという現状があると。さらにアジアでは香港、シンガポールさらに中国あたりでプライベートジェット機が伸びてきているというところがあります。逆に日本はやっと国が動き出しまして、プライベートジェット機の対応に取り組んでいますけれども、方向性としては羽田空港でありまして成田空港といった首都圏空港を目指して今、動いております。しかしながら、首都圏空港はハブ空港でございますので、これまでの定期便も受け入れなければならないということで、いつ来るかわからないようなプライベートジェット機のための駐機場の確保が難しいのではないかと指摘がございまして。あと、プライベートジェット機は航続距離が2000キロメートルから3000キロメートルということもございまして、下地島空港がちょうどアジアから日本

へ行くときの中継地点になるのではないかとということも彼らは狙いを定めているという状況でございます。

○奥平一夫委員 プライベートジェット機の需要はかなりあるだろうという期待が持てるわけですね。もう一つは、下地島空港はプライベートジェット機よりもかなり大型のチャーター便も受け入れることができますけれども、例えば4つの企業はパイロット訓練をしたりマルチコプターの訓練をしたりすると、チャーター便が着陸したいということはなかなか難しいのではないかと。つまり、縄張りみたいなどころがあり、こういうところはどのように考えておりますか。

○多嘉良斉空港課長 残念ながら、下地島空港は定期便が現在飛んでいないということで訓練もまばらな状況です。逆にそれがパイロット訓練でありますとかドローンの訓練を提案している方のメリットであるという言い方もあります。あと、一般質問でも土木建築部長が答弁しましたがけれども、現在は宮古空港でC I Q施設に取り組んでおりますけれども、それは一般のエアラインの国際線を受け入れるという形を考えておまして、下地島空港につきましてはプライベートジェット機やビジネス機でありますとか、あるいは大手の企業が慰安旅行といったときに大型の機材を使って島を訪れるときは下地島空港を使わせていただくと。つい最近も話題になりましたけれども、中国がフランスのニースに何千人もの社員を連れて行って、三つ星ホテルを全て貸し切ったという動きもございますので、そういった定期便に支障を及ぼさないようなものは全て下地島空港で受け入れるという形ができないものかと考えております。

○奥平一夫委員 そうするとC I Q施設あるいは待合室といった受け入れる施設が必要になります。もしそういうものが必要であれば当然そういう施設の開設もしなければならなくなるわけですね。

○多嘉良斉空港課長 今回の三菱地所株式会社の提案は、まさにまずプライベートジェット機対応のための旅客ターミナルビルと格納庫をみずからつくりたいという提案になっております。彼らはさらにそのビジネスを広げていって、先ほど言いましたチャーター便といったさらなる拡張性のある計画を持っておりますので、それにあわせた形で旅客ターミナルの拡充という形になるかと考えております。

○奥平一夫委員 星野リゾート株式会社について少しお聞きしたいのですけれ

ども、星野リゾート株式会社はかなりレベルの高いお客を集めるホテルでもあるし、非常に期待が持てるわけですがけれども、今この下地島空港の地図を見ると、今、ダイビングのスポットとして物すごくきれいなスポットがあります。上から見ますと世界一と思うほどのロケーションをしております、このあたりの海や海岸は物すごい浅瀬で魚がつかみ取りできるぐらいいろいろな仕掛けができるような海岸になっているのです。問題はゾーン分けです。星野リゾート株式会社は大体どのあたりかという簡単なゾーン分けというものは、今、考えているのですか。

○多嘉良斉空港課長 これは企業秘密になりますので、なかなか言えませんが、一応お示しはしていただきました。しかし、やはりそこだけには限らないと。検討委員会の中で宮古島市副市長も下地島のここもいいよといろいろなところを推薦されましたので、それについては現地を確認して改めて場所を確定したいというお話であります。

○奥平一夫委員 とにかくこの一帯は砂浜なのです。プライベートホテルという小さなホテルも結構ありまして、プライベートビーチもありかなり高い宿泊料を取って経営されていると。1日3万円、4万円というものも結構あります。ここはすごくいい場所でもあります。そういう形のものもまた考えているのかもしれませんが。終わらなさいということでこれで終わりたいと思っておりますけれども、ぜひ下地島の利用については宮古島市の住民も相当期待しておりますし、本当にこの場所を起点にして、宮古島市の経済がもっと大きく上がればと思っております。特に雇用の問題なのです。仕事がないからなかなか宮古島市に戻れないという人がたくさんいますけれども、そういう意味で受け皿をきちんとつくれる企業になってもらいたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○多嘉良斉空港課長 今回の公募におきましては、地元への貢献という主眼を置きましたので、それぞれ応募してきた企業の皆様は地元からの雇用を大いに受け入れていきたいということを申し上げておりますので、そこに期待していきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 66ページ、陳情第75号について先ほど委員からも質疑があっ

たと聞きましたけれども、北谷町地区計画の区域内における畜舎の解釈及びペットサービスの扱いに関する陳情について質疑したいと思います。犬・猫は家畜として県は認識しているのですか。

○立津さとみ建築指導課長 建築基準法そのものあるいは都市計画法そのものには犬猫といったペットに関して、それを収容する施設の名称として直接的に当てはめる名称一例えばペットホテルといった名称はございませんので、その中で一番近いものとしてペットを収容する施設の部分については畜舎に該当するという捉え方が一般的だと考えております。

○中川京貴委員 実は家畜取引法というものがあまして、私もそれを持っているのです。例えば牛、馬、ヤギは家畜としているのです。犬・猫は家畜ですかと聞いているのです。

○立津さとみ建築指導課長 建築基準法の定義の中では、犬・猫あるいはその他の家畜についての区分けは特に定められておりません。

○中川京貴委員 家畜とはという定義で法律を見てください。牛、馬と、しっかりと動物の名前が書かれてるのです。この中に犬・猫が入っているのかということを知りたいのと、この畜舎には恐らく該当しない。農林水産部とも話をしながら、もしそうであるならば動物病院全てに影響します。1日預かりとか病院によっては3日、4日預かりもあるのです。それも全部できなくなるということになります。ですから、動物病院その他除くとうたわれていると思うのです。これは例えば北谷町ではできない、宜野湾市や那覇市ではできるといようにばらばらでできた場合、その権限を持つ県が疑われます。ですから、私はしっかりとした定義をつくってやるべきだと思っています、いかがでしょう。

○末吉幸満土木建築部長 この陳情が出てきて初めてそういう状況をわかりましたので、早速他府県にいろいろと問い合わせをしておりますし、あるいは41市町村全部に影響していきますので、どういう考えでやっていくかは整理させていただきたいと思います。

○中川京貴委員 そういった法律的なものもありますので、農林水産部ともぜひ協議をして、もしそれでもわからなければ私の専門ですので私が教えます。以上です。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 2件確認をしたいのですが、29ページ陳情平成25年第73号なのですが、処理概要ではことし3月に補修等の対策工事を完了しておりますということなのですが、陳情者は崩壊の心配があるということですが、このひび割れの補修で崩落の心配は解消されたのかどうか、その辺はいかがですか。

○照屋寛志河川課長 安里川の擁壁の補修についてはことしの3月に対策工事が完了しております。対策を講じるに当たって、沖縄県南部土木事務所で3カ月ほど擁壁の状態の確認を行っております。その結果動きがないことがわかりましたので、ひび割れの補修ということで作業を終えております。それと擁壁の端部の裏に水が入らないような対策ですとか、擁壁がない部分に石をかごの中に入れたものを設置して擁壁がない部分に水が当たらないように施工しております。

○仲宗根悟委員 今、申し上げた内容を陳情者は確認されていますか。

○照屋寛志河川課長 沖縄県南部土木事務所で工事完了後に陳情者に説明を行って理解を得ております。

○仲宗根悟委員 残りの1件ですが、36ページの陳情平成25年第122号、古島団地の件なのですが、今、通ってみますと出入り口は封鎖されて中は解体工事がこれから進んでいるのかと思いますけれども、このことについて少し確認したいと思いますよろしくお願いします。

○佐久川尚住宅課長 古島団地につきましては、昨年6月に明け渡し訴訟の和解がございました。ことし4月末までが明け渡しの期日となっておりまして、それを受けて入居者は全て退居されたと株式会社バークレー・リアルティ沖縄リミテッドから伺っております。それを受けて、バークレー・リアルティ沖縄リミテッドが建物の解体を今、行っている状況でございます。

○仲宗根悟委員 この陳情そのものは解決したと言ってよろしいでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 私どもとしては、そういう認識を持っています。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 中城湾新港地区の振興に関する陳情の内容ですけれども、今年度からこれまでの実証実験を終えて定期航路がスタートしておりますけれども、貨物量の変化はありますか。

○我那覇生雄港湾課長 ことし4月から鹿児島県の志布志及び鹿児島港そして那覇港、中城湾港を一週間に1度周回する定期航路南日本汽船株式会社の1500トン積みの船が就航しております。きのう時点で会社から報告が来た数字で、4月実績でございますが、月当たり1869トン、1航海当たり623トンという報告が上がっております。中城湾港については満載貨物量が750トンでございます、その約8割から9割の実績がございましたので、今のところ順調と考えております。5月、6月はまだ集計中ということで報告はもらっておりません。

○金城勉委員 実証実験のときと比べてこの数字は伸びていますか。

○我那覇生雄港湾課長 たしか、実証実験に入るときは525トンを超えたということで会社も定期航路に踏み切ったと聞いてございまして、4月の1カ月だけですけれども、その数値よりは伸びております。

○金城勉委員 いいことですね。これからもぜひ荷物を伸ばしていただきたいと思います。それと、新港地区における暴走行為の件ですけれども、最近はどのような状況ですか。

○我那覇生雄港湾課長 新港地区における暴走行為が最近多くなったとか、そういう報告は港湾課には入ってきてございません。

○金城勉委員 今年度に防犯カメラの設置をするという説明ですけれども、いつごろの見通しかわかりますか。

○我那覇生雄港湾課長 防犯カメラの設置工事の契約予定は7月9日に公告を

行うことで進めておりまして、8月19日に契約。スケジュールどおりに進めば平成28年1月末までに整備が完了する予定であります。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 少し教えていただきたいのですが、52ページの陳情平成26年第80号。これは建築関係の陳情になっていまして、陳情者はここに書いてあるものからすると、建築工事の完了証明に署名押印を求められたが契約どおり履行していないことから断ったと。ところが委任状及び中間完了検査証が偽造されて提出されていたことになっていて、本人の陳情はこのようになっていまして、処理概要を見ますと裁判において棄却されているから沖縄建築確認検査センター株式会社の責任はないとなっています。皆さんは沖縄建築確認検査センター株式会社と陳情者の実際のやりとりを調査されたのでしょうか。

○**立津さとみ建築指導課長** 裁判の場においては、私ども県も被告となりましたので、その状況については一緒になって承知をしているつもりでございます。

○**新垣清涼委員** 私がお尋ねしていることは、陳情者が何に困っていて、沖縄建築確認検査センター株式会社とのやりとりを県として調査されたのかという事実確認をお尋ねしているのです。

○**立津さとみ建築指導課長** 一連のことにつきましては、裁判の中でもやりとりがされております。

○**新垣清涼委員** 裁判の結果は本人もそういうことになっているとおっしゃっているのです。私がお尋ねしたいことは、本人から求められたけれども自分は断ったけれどもそれが偽装されていたという訴えなのです。ですから、皆さんはそれを調査されたのですかと聞いているのです。陳情者からの訴えをもっと親身になって聞いてほしいということがあって、調査されたのかと聞いていますので、もし今わからなければ調査をしていただいて、裁判の結果は出ていましてけれども、県民が困っていることを私は見過ごすわけにはいかないと思って取り上げておりますのでぜひお願いします。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど建築指導課長が説明しましたように、我々県も訴えられていますので、裁判の経緯も当然控えております。我々の主張がどのようなもので沖縄建築確認検査センター株式会社がどのような見解で、県がどのような意識だったのかが整理されていますけれども、今ぱっと言えませんので済みませんがそれはまた改めて説明させていただきます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境部長の説明を求めます。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 それでは、環境部所管の条例案件について、お手元の資料1、土木環境委員会議案説明資料により御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

沖縄県生活環境保全条例は、現在及び将来の県民の健康の保護及び良好で快適な生活環境の保全を図ることを目的として「生活環境の保全等に関する規制等」と「環境への負荷の低減」を大きな柱としております。

今回の一部改正については、非飛散性石綿は、大気汚染防止法の規制対象外となっておりますが、除去工法によっては、石綿の飛散が懸念されることから、非飛散性石綿の飛散防止対策の強化が必要となっております。

本議案は、特定粉じんの飛散等による県民の健康に係る被害を防止すること

を目的に、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者等に当該作業の実施の届け出を義務づけ、解体等工事における特定粉じんの事前調査及び調査結果の掲示等を定めるとともに、大気汚染防止法及び改正条例に係る特定粉じん排出等作業が完了した場合の届け出等を定める必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。

この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

詳細については、担当課長から説明させていただきます

○仲宗根一哉環境保全課長 プロジェクターを使って説明させていただきます。スライド原稿を資料1-2としてお手元に配付しております。スライドの文字が見つらい場合には大変恐縮ですが紙資料で御確認いただければと思います。今回の条例改正案では、先ほどの環境部長の説明のとおりアスベストの飛散等による県民への健康被害を防止するための新たな規制を追加しております。本日の説明では、全体を2つに分けて説明いたします。

まず最初に、アスベストについて及び現行の法規制について説明をし、次に条例改正の内容について説明させていただきます。

アスベストと現行の法規制について説明いたします。

アスベストは天然にできた繊維状の鉱物で石綿と呼ばれています。現在、6種類のアスベストが規制されております。一般に使用されてきた代表的なアスベストはクリソタイル、アモサイト、クロシドライトになっております。特に、クリソタイルにつきましてはほとんど全てのアスベストの製品の原料として使われておまして、世界で使われたアスベストのおよそ9割以上を占めております。アスベストは鉱物でありますけれども、繊維のように加工しやすいということもありいろいろな用途に使われてきました。吸湿性、耐熱性、対摩擦性など物理的にすぐれた性質と同時に安価であるという経済的な性質等が相まって、奇跡の鉱物と呼ばれて広範に使用されてきました。アスベストの使用分野では約9割が建造物の材料となっております。我が国の高度経済成長期にアスベストの輸入量が増加しましたけれども、1990年代から使用禁止が始まりますと輸入量が減少してきまして、使用が禁止された2006年（平成18年）からは輸入はありません。アスベストは肉眼では見ることができない極めて細かい繊維であり、これが飛散すると空気中に浮遊しやすく吸入されてヒトの肺胞に沈着しやすいという特徴があります。アスベストを吸入するとアスベスト肺それから肺がん、中皮腫になることがわかっております。長期間の潜伏期間を経てこういった疾病が発症することから、静かな時限爆弾とも言われております。

アスベストに関してはさまざまな法令で規制を行っております。今回の条例

改正に関連する法令は建造物の解体に関する規制が含まれる大気汚染防止法となっております。空気中に飛散したアスベスト繊維を長期間大量に吸入しますと中皮腫などの重篤な疾病の発症要因となることが指摘され社会問題となったことから、国はアスベストによる健康被害の救済及び健康被害を防止するための関係法令の整備を行ってきました。

アスベストの濃度規制の推移を説明します。

昭和50年以前は規制がありませんでしたが、アスベストの有害性に関する医学的知見に対応して規制されるようになり、昭和50年以降、重量比でアスベストの含有量が5%以上の製品の使用を禁止とし、その後も規制を拡大しまして平成7年には1%、平成18年には0.1%以上の製品の使用を禁止しております。大気汚染防止法ではレベル1、レベル2と呼ばれる飛散性石綿を含む建材の除去作業を規制対象としており、建築物などの解体や改造などの作業について届け出を提出させることとしております。これは飛散性アスベストの使用例として、天井の吹きつけ材でありますとか配管の保温材が挙げられます。

ここでレベル1、レベル2における除去作業の一般的な手順を説明いたします。まず工事の元請けが事前調査を行いまして、その結果を発注者に説明をし発注者が行政に届け出を行うことになっております。作業場では周辺に作業内容を掲示し、養生を行い湿潤化を行って除去作業を実施します。最後に清掃をしてそれから建築物本体の解体工事に着手するという流れになっております。

次に事前調査の方法を説明いたします。まず最初の1次スクリーニングとして仕様書、設計書等により書面調査を行います。書面調査で不明な場合は現地調査を行います。それでも不明な場合は分析調査を行ってアスベストが含まれているか確認を行うこととなります。

実際の作業の実施内容について説明いたします。まず、アスベストの粉じんが飛散しないように、作業場はプラスチックシートなどで隔離をします。次に粉じん漏えいを防ぐためにセキュリティーゾーンを設置することにしております。それから集じん、負圧化によって粉じんが外部に漏れ出ることを防ぎます。そして、飛散を防止するために薬液で湿潤化を行います。それでも粉じんが外部に漏えいしていないかチェックするために排気口に監視できる機器を設置します。除去作業後、作業場内の粉じんを清掃して取り除きます。その後除去したアスベスト含有建材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律—廃掃法に基づいて処理することとなります。

以上で、アスベストについて及び現行の法規制についての説明を終わります。続きまして、今回の条例改正の内容について御説明させていただきます。

アスベストを含む建築材料は、その発じん性の度合いから含有する材料に応

じて、建築物解体の改修作業レベルをレベル1からレベル3まで分けることができます。レベル1は飛散性アスベストを含む建材の除去作業が対象であり、レベル3は非飛散性アスベストが対象となります。レベル1及びレベル2では、大気汚染防止法や労働安全衛生法それから石綿障害予防規則などの法令の規定がありまして、作業実施の届け出が義務づけられています。レベル3の場合はそういった作業基準等の規定がありません。作業についても環境省の建築物等の解体に係る石綿飛散防止対策マニュアルがありますが、そのマニュアル以外は規制の対象外となっております。県内の住宅は全国と比べて鉄筋コンクリートづくりの割合が高いのですけれども、非飛散性のアスベストである石綿含有形成板は耐熱性や耐久性が要求される場所、天井や屋根といった部分に建材として使われてきました。使用例の写真を示しておりますけれども、アスベストはこれらの建材に必ず含まれているというわけではありませんが、平成18年9月1日の規制以前に設置された建築物には含まれている可能性があります。先ほど申し上げたとおり、レベル3の建築物の解体作業については、現在、各法律の届け出の対象外となっております。アスベストが使用された可能性のある民間建築物の解体等の工事につきましては、全国的に平成40年をピークに増加すると推計されております。本県においても今後増加する解体工事等に対するアスベストの飛散防止対策が必要となっているところであります。

石綿含有建材解体時に、水をまかずに非飛散性アスベストを先端がへら状に尖ったケレン棒という道具で破砕した場合の飛散結果をお示ししております。レベル3の部分をごらんいただきたいのですけれども、これは作業中の平均アスベスト濃度がレベル2の作業を丁寧に手ばらしで解体するときよりも平均アスベスト濃度が高くなっているということがわかります。このように解体時の除去工法によっては、非飛散性のアスベストであっても飛散する場合があります。非飛散性アスベストは飛散しにくいと言われており、現在、法令での規制はありませんけれども、鉄骨鉄筋コンクリートづくりの建築物解体時には手ばらしで作業を行うことが少なく、ケレン棒などを用いて破砕することが考えられますことから、非飛散性アスベストの飛散が懸念されております。こうしたことから、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全に関する施策を推進するため、沖縄県生活環境保全条例に非飛散性アスベストに係る規制を追加することとしました。今回の条例改正につきましては、地方自治法第14条それから大気汚染防止法第32条に基づくものとなっております。

次に、条例の改正案の概要について御説明いたします。

現行条例の目次の中に粉じんに関する規制の項目があります。今回の改正案では、粉じんに関する規制の中にアスベストに関する規制を追加するとともに、

関連して定義や報告及び検査、罰則を追加しております。

続きまして、条例で規定する規制の内容について御説明いたします。

今回の改正案の内容は、大気汚染防止法で規制されている飛散性アスベストの除去工事と同じ内容で非飛散性アスベストの除去工事を規制することとしております。また、実施の届出に記載した作業や掲示が適切に行われたかを確認するため、飛散性アスベスト及び非飛散性アスベストの除去作業のどちらにも作業完了届け出を義務づけることとしました。

飛散性アスベストの除去工事のフロー図です。

大気汚染防止法で規制された内容になります。解体等の工事の受注者は当該工事が特定粉じん排出等作業に該当するか否か—つまり解体等の対象になる建築物などに飛散性アスベストが使用されているか否かを事前に調査しまして、その結果を発注者に書面で説明するとともに当該工事において周辺住民から見やすい位置に掲示する必要があります。また、行政に提出される作業の届け出については、作業開始日の14日前までに工事発注者または自主施工者が行うことになっております。行政は届け出の審査を行いまして、立入調査をして現場確認と指導を行います。作業基準の違反がある場合は、作業基準の適合命令等を発出します。その上で命令違反があれば罰則を適用することができます。今回の改正案で規制するのは、黒塗りの部分となっております。先ほども申し上げましたように、作業実施の届け出に記載した作業内容や掲示が適切に行われたかを確認するために、改正案では新たに作業完了届け出を義務づけております。

続きまして、非飛散性アスベストの除去工事フロー図です。

これも黒塗りの箇所が今回の改正案で規制する部分となっております。改正案の内容は、先ほどの飛散性アスベストの除去工事と同様な流れにすることとしております。また、このレベル3にも作業完了届け出を義務づけることにしております。

それでは、これから条例の各規制の具体的な内容について御説明いたします。

まず最初に、アスベストの大気中への飛散を防止するための作業基準を規定いたします。この作業基準の詳細につきましては、今後規則で制定していきませんが、環境省の建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルの内容に沿って規定することとしております。解体の作業としましては、事前に周辺を養生し、薬液等により湿潤化、作業場内の清掃・処理となっております。非飛散性アスベストの排出作業を行う際に、発注者に届け出義務を課すことで県が非飛散性アスベストの除去工事の内容を審査し、作業基準に適合しているか確認を行います。届け出がない場合は、発注者に対して罰則の規定があります。非

飛散性アスベストの調査を行いまして、除去工事の必要性の有無を把握するとともに調査内容を周辺住民に周知するため、レベル1、レベル2と同様に掲示を義務づけることとします。特定粉じん排出等作業の施工者に対して、作業基準を遵守するよう義務づけることにより、当該作業に伴う非飛散性アスベストの大気中への飛散を防止いたします。不適正な除去工事等があった場合には、県が命令を発し不適正な作業を是正します。発注者に対しては計画変更命令、施工者に対しては作業基準適合命令があります。非飛散性アスベストの除去工事を施工する者が改正条例の規定を遵守するためには、工事発注者が条例の規定を理解し、施工契約が条例の規定の遵守が可能な内容で結ばれる必要があることから、発注者には配慮義務を規定いたします。

繰り返しになりますけれども、提出されたレベル1、レベル2、レベル3の届け出において届け出に記載した作業を適切に実施したかどうかを確認するため、完了届け出を義務づけることとします。

以上で、条例の規制の具体的な内容について説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 環境部長及び環境保全課長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 わかりやすく言えば、アスベストの規制を今よりも強化するということですね。

○當間秀史環境部長 先ほど環境保全課長から説明があったように、今、大気汚染防止法ではレベル1、レベル2については規制がありますがけれども、レベル3について規制がないものですから、これを条例で規制しようということでございます。

○新里米吉委員 大変結構なことです。終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 先ほどの説明で、平成40年が解体のピークになるということですが、沖縄県ではおおむねどのぐらいの棟数になると予想されておりますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 実態については余りよくわかっておりません。国で平成17年からアスベストを含む建築物の調査を行っておりまして、沖縄県もその調査をやっていますけれども、そのフォローアップ調査によりますと平成21年度の県内の状況は、公共施設と民間施設とがありますが、公共施設の場合が県全体で31件、民間施設が12件となっております。ただ、これは割と規模の大きい施設が多いもので、一般の住宅についてはよくわからない部分があります。

○新垣清涼委員 3月に返還された西普天間地区の住宅にも使われているということで発表があったわけですが、その除去についてももちろん適用していくわけですね。

○仲宗根一哉環境保全課長 ただ、この条例の施行が来年度4月1日以降となりますので、正確には来年度4月1日からレベル3については把握を行うこととなります。

○新垣清涼委員 ことしいっぱいに解体作業が入ると適用されないということになりますか。

○當間秀史環境部長 これについては、この条例の改正が議会の議決を経た後には我々は沖縄防衛局に出向いて、こういう条例が制定されたので平成28年4月1日以前に解体工事を行うのであれば、これに準じてこの手順でやっていただきたいという要請は当然する予定であります。

○新垣清涼委員 地域住民にとっては、既に西普天間住宅地区にアスベストが使われているということはわかっているわけですから、条例が制定されたのにそういう体制がとれていないということになると、地域住民は非常に心配しますのでぜひその辺も協力を求めていただきたいと思います。終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 アスベストの危険性に対しては認識しているつもりであります。そして、レベル1、レベル2までこれまで規制がある。国で規制法令等の規制がない中で、なぜ沖縄県ではやるのかという部分がまだ弱いです。沖縄県はコンクリートブロックあるいはそういった仕様の住宅が多いと言うけれども、沖縄県の対象件数もわからない中で、どういう影響があるのかということもわからないという中で、あえてなぜ今なのか。

○當間秀史環境部長 まず、この問題の基本的な発端は、2年前にキャンプ・コートニーで起きた米軍アパートの改修に係るアスベストの不適正な処理がございします。その事案はレベル3のアスベストではありましたが、それを解体する際にのこぎりで切ったりあるいはかみそりで剥がしたりとかなりアスベストの粉じんが飛散したということでかなり大きな問題になったことがありました。そういうことがあって、レベル3であっても工法を間違えるとそういう危険な場合があるということで、これを踏まえた上で各県調査をしてみましたところ大阪府を初め幾つかの自治体もレベル3については規制をしているということと、先ほど説明があったように、レベル3でもケレン棒を使うとレベル2あるいはレベル1に近いような危険性が出てくるということもあって、今後、平成40年度をピークに石綿を含んだ建物解体工事がどんどん出てくるということがあって、早目に手を打っておこうということで今回の一部改正を提案しているところです。

○具志堅透委員 何件出てくるのですか。

○當間秀史環境部長 先ほど環境保全課長から説明があったように、今、アスベストが使用されている建物が現在どれだけあるかという把握につきましては、これまで国土交通省が行ったいわゆる公共の建物と民間の大規模施設については調査があり、沖縄県では約50棟程度ということはわかっていますけれども、民間の住宅等については調査のしようがない。要するに、先ほども説明があったようにアスベストが含まれているかどうかを調査するためには、設計図書を確認し現地を確認した上で、それでもわからなければ実際に分析をしてみなければわからないということで、建築届にその当時アスベストを使用しているといった記載がないものですから、これは調べようがないという状況です。

○具志堅透委員 これからどんどん出てくるという答弁をして、件数は調べようがない。何を基準にどんどん出てくるのですか。使用されている件数もわからないということですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 県内はコンクリート住宅が多いということで、構造的にアスベストがかつて使われていたということは認識としてありますけれども、今後ふえてくるものがどれぐらいになるかといいますと、はっきり言うて実数はつかめておりません。ただ建物の解体に伴って建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律—建築リサイクル法の中で、面積80平米以上については届け出がありますので、それである程度把握はできますけれども、それに関して全ての解体工事で届け出が出ているかというところもそういう状況でもないということで、土木建築部と連携しながら解体工事の届け出もきちんとやってもらいつつ把握していきたいと考えております。

○具志堅透委員 把握ということは、皆さんが条例を出す前に把握しておくべきことではないですか。改正をしようとするときに把握してやらないとどれだけの件数があるってどうなのだとすることを把握しないと。例えば、私が今懸念していることは民間への圧迫がないかと。それによって解体コストがかかりますよね。そういった部分が非常に気になるのです。これはまた国は規制されていない、あえて沖縄県はやる。そこまでの条例改正はしなくても注意喚起あるいは業者に発見されたときに云々だとかということでやれないのか。そこまで規制してしまうと、民間の解体がこれから出てくるとどれだけの件数があるって、どれだけの負担があるのかということも皆さんは知らないというし、それで条例が出せますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 改正に伴って発注者あるいは事業者の負担がふえないかということですが、建築物等の解体・補修工事につきましては、石綿障害予防規則に基づいて事前調査の実施、それから石綿飛散防止の措置を講ずることになっております。それから、解体作業についても環境省が策定しております建築物の解体等にかかる石綿飛散防止対策マニュアルをもとに設定しております。現在でもそのマニュアルに従って解体作業が行われることになっております。こうしたことから、今回の条例改正に伴って発注者あるいは工事事業者に多大な負担を求める内容ではないと考えております。

○具志堅透委員 現在もそのマニュアルに沿ってやっているから、特に解体発

注者には負担はないということは、今回の改正で何が変わるのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長　今回は、レベル3の届け出を出してもらいますけれども、同時にレベル1、レベル2、レベル3について完了届けも出してもらうことにしております。そうすることによって、これまで作業の実態がなかなか見えなかった部分をより明確にしていきたいと考えております。

○具志堅透委員　皆さんの先ほどの答弁では、マニュアルに沿ってやっております、現在もレベル3を含めてと。再度質疑をしたら実態がわからないということは答弁が違いますか。

○當間秀史環境部長　これから解体する建物の数の中で、アスベストが含まれているものがふえてくるということは、社会資本整備審議会建築分科会のアスベスト対策部会というものがあまして、その資料の中で平成40年にはマックスで約10万棟のアスベストを含んだ解体工事が出てくるだろうと。そうした場合、沖縄県は大体本土と似たような傾向を示すので、さらに沖縄県の場合はコンクリートづくりなので本土のパーセンテージよりはふえてくるだろうという見込みをしました。

○具志堅透委員　そうであれば何棟なのですか。見込みでいいです。

○當間秀史環境部長　10万棟なので、沖縄県は数字的に言うと日本の1%として捉えているところです。

○具志堅透委員　今回この条例が施行されますと、例えば、40坪の民間の建物でどのぐらいの費用増になりますか。

○仲宗根一哉環境保全課長　非飛散性のアスベストの解体費用の目安ですけれども、これは沖縄県解体工事業協会会員に聞きましたところ、おおよその額としては除去費用は平米当たり約1300円なので、おおよそ15万円でございます。

○具志堅透委員　冒頭に申し上げたとおり、アスベストの危険性というものは周知の事実で、これが使用禁止にまでなっているのです。その解体が平成40年以降出てくる可能性がある。そうしたときにやはりそれを規制するということが反対するのではないけれども、解体工事にこれまで出なかったものが40坪

が平均かどうかわかりませんが、15万円前後の金額が新たな負担になるということがあるわけです。その部分の助成的なことは考えていないのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 アスベストに係る補助としては、民間建築物に関してましては国土交通省が補助を行っていますけれども、この補助制度を活用するに当たっては、各市町村が補助制度を創設する必要があるまして、平成27年5月時点で本県の補助制度を創設している市町村は、那覇市とうるま市の2市のみであります。各市町村の補助制度の創設に向けては、土木建築部と協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

○具志堅透委員 レベル3まで加えることによって件数がふえてきますよね。それに対応しうる解体業者は足りていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 事前に沖縄県解体工事業協会に意見照会を行っておりまして、協会としては十分に対応できると伺っております。

○具志堅透委員 以上で質疑は終わりますけれども、条例改正というものはかなり県民生活に影響を及ぼす事項であるのだろうと。そして、健康被害を防ぐということで、環境としては反対するものではないのですが、ただその辺の与える影響についてほとんど調べられていない状況、県内でも何件あるのか言えない—最終的には1万1000棟程度云々という状況の中で、もう少ししっかりと説明できるような形でやっていただきたいと思います。終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この問題は大変難しいと思いますけれども、私が最初に関心を持って取り組み始めたのは、牧港の米軍住宅地域で解体作業があったときに、皆アスベストを飛散させていましたよね、把握していますか。

○當間秀史環境部長 承知しておりません。

○嘉陽宗儀委員 その当時、牧港の住民からアスベストが飛散していて対策がとられていないという訴えがあって、私どもも具体的にどうするかということで対応した記憶がありますけれども非常に難しい。しかも米軍関係施設はかな

りアスベストを使っている、復帰後もかなり使っていますけれども解体工事が大分進んでいるのです。それでも米軍は無神経にアスベストを飛散させても対策をとっていなかった。今度キャンプ・シュワブ内の兵舎の解体工事を行っているけれども、こちらはアスベストが入っているのではないかと関心を持って注目していますけれども、解体工事が始まって調査せよと言って調査した結果、アスベストが入っていますということがありました。先ほど具志堅委員の質疑も聞いていましたが、本当にアスベストは危険物質ですよ。これを吸い込んだら先ほど言った、肺がんなどいろいろ発症します。それをどう防ぐかということが皆さん方行政が最大限にやるべき仕事だと思いますけれども、ところが金がかかる。改正条例案の中で、非飛散性石綿の作業基準等で規制措置がとられていますね。実際にこの規制内容で実施できそうですか。条例は変えたものの、条例の中身が実行できる保証はありますか。

○當間秀史環境部長 この規制内容は、現在のレベル1、レベル2の石綿について適用されている規制内容です。同じことをレベル3でもやっていただくという規制内容になっていますので、現在の業者でも十分に対応できると思っております。

○嘉陽宗儀委員 対策の現場まで行ったことがありますけれども、あれは大きな工事で網を周囲に張って絶対漏らさないためには、かなり高度な技術を要する。あのときたしか免許が必要だったかと思うけれども、これは資格がなくともマニュアルだけで全部できるのですか。自動車を運転するよりも難しいと思うけれども。

○仲宗根一哉環境保全課長 先ほども御説明さしあげましたけれども、レベル3に関してはレベル1、レベル2と同じような厳しい対策をとるということではなく、レベル3自体がもともと飛散しにくいものですから、それを破碎しない形で湿潤化の作業をやるということが基本になりますので、それほど複雑な対策ということではありません。

○嘉陽宗儀委員 きょうは条例を制定して、この中身がしっかりと実施されるかが大きな問題ですからこれ以上聞きませんが、やはりしっかりと条例の趣旨が生かされて県民への健康被害がないように努力をしてください。終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今、規制内容についての話がありました。今回は届け出をすることそれから完了届け出を追加するということですがけれども、これまで届け出はしなくていいという条例ではあったのですね。これはレベル1、レベル2についても届け出しなくていいという規則はなかったのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 沖縄県生活環境保全条例の中では、これまでアスベストに関する規制の項目はありませんでした。アスベストではなくていわゆる一般粉じんに対する規制ということで、レベル1、レベル2に関しては大気汚染防止法の中で届け出があるということです。

○奥平一夫委員 例えばこの5年ぐらいで大まかに何件ぐらいがそういう届け出をし、完了届け出をしているのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 年度によってかなりばらつきがありますけれども、レベル1、レベル2に関する届け出についてはおおむね30件以上あります。

○奥平一夫委員 年間ですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 そうです。

○奥平一夫委員 今、嘉陽委員もお話ししていましたがけれども、これまでは作業の中身について例えば環境部として事業者任せなのか、それともきちんと一度その現場へ立入調査などはなされるのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 これまでの大気汚染防止法の届け出のあったレベル1、レベル2に関しては解体工事の前に届け出がありますので、それを審査した上で保健所で立入調査を行っております。

○奥平一夫委員 今回の条例改正ではレベル3も同じように届け出しましょうと考えていいのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 そのとおりであります。

○奥平一夫委員 今どのぐらいの届け出があるか想定できないとのお話でしたが、年間30件と考えれば想定される件数はおのずと出てきませんか。

○仲宗根一哉環境保全課長 レベル3の届け出の規模要件をまだ定めておりませんので、例えば床面積に応じてどのぐらいの件数になるのかということはまだわかりませんが、ただ建設リサイクル法の中では床面積80平米が規模要件になっておりまして、同じ規模要件でレベル3の届け出を出してもらっている自治体が県外にもありますので、そこを参考にしますと推定でおよそ400件程度はあるかと考えております。

○奥平一夫委員 平成40年に解体のピークを迎えるということで、事業者もそれなりにふえていかなければなりません。その辺について御心配はありませんか。

○仲宗根一哉環境保全課長 先ほども申し上げましたけれども、沖縄県解体工事業協会に聞きましたけれども、そういう懸念はないというお話でしたのでそれはないだろうと思っております。

○奥平一夫委員 最後にお聞きしますが、集められたアスベストはどこでどのように処理しておりますでしょうか。それは当然どこで処理したということが明らかにされないといけないと思うのです。その手順について最後にお聞きします。

○棚原憲実環境整備課長 今、説明のあったレベル1、レベル2についてはいわゆる危険度のより高いアスベストになりますけれども、それにつきましては特別管理廃棄物という分類になりまして、県内では処理することができません。その処理については、1500度を超える温度で溶融化するか、あるいは薬剤で安定化して管理型最終処分場に漏れないように二重梱包した上で埋めるという方法をとっています。レベル3の非飛散性につきましては、特別管理廃棄物には該当しませんので、通常安定型最終処分場で処理することが可能となっております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 条例の目的に健康に係る被害防止をすることとありますけれども、これまでの質疑と答弁を聞いていても、やはり条例ができて中身がなければなし崩しになるのではないかという意見もありました。建物を解体するときに沖縄県には解体工事業協会があるはずですが、たしか解体工事業協会があっても解体工事はこの協会以外の方でも解体できると思いますけれども、いかがですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 沖縄県解体工事業協会以外でもということですが、確かに建設業界の下部組織でも解体をやられているとは把握しております。

○中川京貴委員 議会の一般質問でも取り上げたことがありますけれども、せっかく県の許可をとって解体工事業協会を立ち上げて、法律にのっとって本土でも研修をしながらも、建物を壊すときにはそういう許可がないところでも解体ができるという部長答弁を聞いたことがありますけれども、では何のための協会ですか、何のために県民を守る条例をつくる趣旨があるのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 従来のアスベストに関する法律一特に石綿傷害予防規則であるとか労働安全衛生法に関しては、解体に伴う労働者の健康の保護が目的でありますけれども、環境に関して作業現場から周辺にアスベストが飛散して周辺住民の健康を害することが懸念されるものですから、そういった意味でこの条例の改正を行おうとしております。

○中川京貴委員 先ほどの説明では、レベル1、レベル2についてはこれまで同様何も変わらないと。しかしレベル3については安定型最終処分場でも処分できるということでもありますので、安定型最終処分場で処分できるということであれば普通の建築屋ならほとんどの解体工事ができると思いますけれども、いかがでしょうか。

○仲宗根一哉環境保全課長 おっしゃるとおりですが、一般の解体につきましても解体時には建設リサイクル法に従って届け出をすることになっておりますので、そういった土木建築部とも連携しながらその中でアスベストの有無を調査することになっておりますので、それによって把握をして石綿の対策をしていただくと考えておりますことから、今後、数値を徹底して行って、そ

ういった関係業界の方々にもこういった対策をやるということを浸透させていきたいと考えております。

○中川京貴委員 環境部長に答えていただきたいのですが、環境部としてこの本案の趣旨の中に特定の粉じん飛散等による県民の健康の被害防止と、健康を守るということがこの条例の最大の目的だと思いますけれども、現在において環境部は県の許可を得て解体工事業協会を設立しているところに解体工事をさせるべきだと思います。しかし、土木建築部においてはレベル1、レベル2を問わず協会ではないところでも解体工事があるのです。先ほど言ったレベル3の安定型最終処分場の処理においても、本来でしたら環境部としては県の許可をもらった解体工事業協会が解体をすべきではありませんか。

○當間秀史環境部長 実は昨年度から大気汚染防止法が改正されました。この改正の内容は何かといいますと、これまでレベル1、レベル2の石綿解体工事につきましては受注者が届け出をすることになっていたものが、改正によって発注者が届け出をして義務と責任を負うということになりました。ですから、それ以降についてはこれまでのように解体業者が届け出をすとかしないとかではなく、発注者で責任を持ってきちんとアスベストを含む解体工事をさせると。そうしないと発注者の責任ということになりますので、そういうことでこれまでおっしゃるような抜け穴になるのではないかとということがあって、これまで解体業者が届け出をしていた工事については、発注者側が届け出をする義務になりました。その辺がまず変わったことがあります。ただ、おっしゃるように、発注者側にそういう工事をさせる義務が出たからといって発注者がきちんと解体の技術を持った業者にさせるかどうかについては、なかなかわかりにくいところがありますので、これは我々としても土木建築部と連携をとって、これは建築リサイクル法との関係もあって同じように双方連絡体制を構築しているので、そういうことで可能な限り資格というか協会の事業者に工事をしてもらうような体制がつかれないか話し合いをしてみたいと思います。

○中川京貴委員 私が言いたいことは、今、発注者に全責任を持たせているのですよね。発注者が自分たちでやろうが、どこに下請けしようがこれは県は一切関知しないと答弁では聞こえるのですけれども、国は建築リサイクル法という法律ができて解体工事についてもそこまで義務化してきたのです。そして、解体業に対して建築リサイクル法をつくってその免許を持っているところにさせなさいという指導があるはずですが、違いますか。

○**當間秀史環境部長** 確かに、建設リサイクル法では分別解体そしてリサイクルは受注者の義務になっております。

○**中川京貴委員** 県は、土木建築部と環境部の違いだと思いますけれども、発注者が全部やるのだということで発注者はその建築リサイクル法にのっとってやっていますかということです。

○**當間秀史環境部長** 先ほどの説明が舌足らずでしたけれども、建築リサイクル法に基づく届け出は、まずは発注者がやります。受注をした者は分別解体そして資源化の義務を負うということでございます。

○**中川京貴委員** それを環境部として最後までチェックしていますか。

○**當間秀史環境部長** それは土木建築部でやられていると考えております。

○**中川京貴委員** 先ほど休憩中にも答弁しておりましたけれども、レベル1、レベル2においては、今、環境部長が答弁したとおりなのです。レベル1、レベル2においては国の法律にのっとってやっているかと思っておりますけれども、レベル3においては、これは法律ではうたわれておりません。先ほどそれを条例でやろうという県の趣旨説明を聞いたから、土木建築部との協議をやっていますかという質疑をあえてしているのです。法律ではレベル3は入っていませんよね、それを条例でやろうということですよ。

○**當間秀史環境部長** おっしゃるとおりです。

○**中川京貴委員** 法律以上に条例をしっかりと位置づけてやろうとする場合において、先ほど具志堅委員からもあったように、公共工事を含めて民間の工事がそれに上乗せするような工事の加算される金額において、先ほど那覇市とうるま市でしたか、国にも助成制度があると聞きましたけれども、その制度を詳しく教えていただけませんか。どういう手続をして、どういう予算がおりののか。

○**當間秀史環境部長** これについては、ただ今、資料を持っておりませんので、後ほど資料を提供したいと思います。

○中川京貴委員 この条例をつくるのには、反対ではなく基本的には賛成をします。これは県民の健康被害といったそういうものは当然のことだと思います。ただし、それに係る負担が出てくるものだからそうであるならば、県が環境部、土木建築部または財政と相談しながら、県独自の補助制度をつくるべきではないかと提案しています。それが浸透させる一つの引き金になりませんかということを知りたいのです。環境部長、どうですか。

○當間秀史環境部長 今後、条例を運用する中でどの程度の需要が出てくるのか。どの程度の需要かということは要するに、一般的に80平米のコンクリートづくりにレベル3がどの程度使われているか、金額にしてどのぐらいになって発注者の負担がどのぐらいになるかをある程度把握した段階で考えていきたいと考えております。

○中川京貴委員 国の補助金を市町村が申請したらできるということであれば、県が窓口になって、条例は県がつくるのですから、やはり県が受け皿になって、例えば離島においても沖縄本島においても、1件でも2件でも出てきたときに負担を軽減させるためにそういう制度をつくったらどうですか、と提案しているのです。いかがですか。

○當間秀史環境部長 今、環境部で考えていることは、うるま市、那覇市でそういう国の補助制度を使って条例化していることがありますので、条例の施行が平成28年4月を予定しているのです、その間に市町村に働きかけて条例化をお願いするという事を考えております。

○中川京貴委員 市町村に働きかけてという質疑ではなくて、県が受け皿になるということは考えていないのですか。県の補助金制度。

○當間秀史環境部長 既存の制度を国がつくってありまして、それを受け皿として市町村が条例化をすれば使えるという既存の制度がございますので、まずはこれを活用していきたいと考えております。

○中川京貴委員 これはこれで、今の環境部長の答弁のとおりでいいと。県単独でこれから条例をつくっていくに当たって、その助成措置というのか、要するに負担がかかる分—例えば2分の1でも、土木建築部と財政と相談してやる考えを協議してくれませんか。

○**當間秀史環境部長** これについては、先ほどは誤解があったかもしれませんがけれども、どの程度の金額の負担になるかがまだ見通せない段階なのである程度それが見えてきた段階で土木建築部等と相談をして検討をしていきたいと思えます。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

10分間休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○**新垣良俊委員長** 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情平成24年第76号外22件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境部長。

○**當間秀史環境部長** それでは、環境部所管の陳情について、お手元の資料、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、新規4件、継続19件、計23件となっております。

初めに、継続19件中、処理方針に変更がある5件について御説明いたします。

お手元の資料1ページをごらんください。

陳情平成24年第76号、瓦れきの広域処理の問題点を認識し、沖縄県独自の被災地支援ビジョン策定を求める陳情につきましては、平成26年3月末までに災害廃棄物の処理が完了したことから時点修正を行っております。

変更があった部分について、御説明させていただきます。

下線部をごらんください。

現在の状況としましては、東日本大震災で発生した災害廃棄物及び津波堆積物につきましては、広域処理の対象であった岩手県、宮城県を含む12道県にお

いて、広域処理による効果もあり、目標としていた平成26年3月末までに処理を完了したとのことです。

次に、10ページをごらんください。

陳情平成25年第17号、産業廃棄物最終処分場の管理に関する陳情につきましては、平成27年2月から新炉が本稼働となったことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、14ページをごらんください。

陳情平成25年第50号の4、平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の記の2につきましては、今年度も海岸漂着物対策に取り組むこととしていることから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、23ページをごらんください。

陳情平成26年第15号、産業廃棄物最終処分場に関する陳情につきましては、最終処分場下流側における水質調査の継続実施に伴い、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、28ページをごらんください。

陳情平成26年第75号、沖縄市北部産廃処分場に関する陳情につきましては、項目1について、平成27年2月から新炉が本稼働となったことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

項目2について、変更があった部分について御説明させていただきます。

事業者が行った平成27年4月の調査では、ほとんどの物質が減少傾向にありますが、県としましては引き続きモニタリングを実施し、専門家の意見も聞きながら、地下水対策の効果について検証することとしております。

今後は、対策の効果を踏まえ事業者に対する指導を行っていくこととしております。

次に、30ページをごらんください。

陳情第33号、犬猫等の殺処分数ゼロを目指すことを求める陳情につきましては、犬猫の殺処分数に誤りがありましたので、下線部のとおり処理方針を訂正しております。

続きまして、新規の陳情4件につきまして、処理方針を御説明いたします。

31ページをごらんください。

陳情第46号の4、平成27年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

大宜味村の塩屋湾、宮城島及び白浜周辺は、自然公園法に基づき指定された沖縄海岸国定公園の区域内にあります。

自然公園制度は、風致景観の保護と利用の調和を図るため区域を指定するとともに、個々の公園の特性に応じた規制計画と事業計画からなる公園計画に基づき、行為規制及び施設整備を行っております。そのため、遊歩道等の施設整備を行うには、公園計画にその内容を盛り込む必要があります。

今般、環境省は国頭村、大宜味村、東村及びその周辺海域について、我が国を代表する傑出した地域として、新たな国立公園である、やんばる国立公園（仮称）の指定に向け、公園計画の作成を含む作業を進めているところです。

県としては、遊歩道等の施設整備について、公園計画に位置づけるため、環境省及び村と調整を図ってまいります。

次に、32ページをごらんください。

陳情第60号、全国育樹祭の沖縄県開催に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

全国育樹祭は、全国植樹祭で天皇皇后両陛下が植栽した苗を、皇太子殿下が手入れすることで「継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発する」ことを目的に、昭和52年からスタートした国民的緑化行事です。

その運営は、各県の持ち回りで開催されており、平成27年度は岐阜県、平成28年度は京都府、平成29年度は香川県で開催が決定しております。

また、平成30年度はオリンピック開催を控えている東京都の開催が内定しております。

沖縄県は、平成5年4月25日に糸満市で全国植樹祭が開催され、約20年が経過しておりその際に植樹された苗木は手入れが必要な時期に来ています。

県としては、21世紀ビジョンに示されている「緑の美ら島」の創生に向け全島緑化県民運動を積極的に展開していることや、全国育樹祭の開催趣旨を踏まえ、平成31年の沖縄県開催の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、33ページをごらんください。

陳情第62号、沖縄市北部産廃処分場に関する陳情につきまして、陳情平成26年第75号に同じでございます。

次に、34ページをごらんください。

陳情第69号、産業廃棄物の「木くず」処理費負担軽減策を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

離島地域における産業廃棄物の処理については、処理業者の経営基盤が弱く、産業廃棄物処理施設の数や規模が十分でないことから、沖縄本島等への輸送により処理コストが割高となるなど、適正処理の確保が課題となっております。

そのため、県では、離島地域における効率的な処理や輸送体制の整備に向け、

調査等を実施してきたところです。

その調査結果を踏まえ、石垣市における木くず処理の課題解決に向けて、事業者の組合設立による事業の集約化や輸送用コンテナの効率的な利用、リサイクルの推進に向けた分別の徹底を図ることについて排出事業者や処理業者へ働きかけております。

あわせて事業者への支援としては、産業廃棄物税を活用したリサイクル施設整備等への補助事業の活用について助言してまいります。

また、リサイクルポートとして位置づけられている中城湾港と宮古・石垣を結ぶ航路が平成26年11月から民間船会社により週1便就航しており、その帰路便をリサイクル品の輸送に活用することにより輸送コストの低減化が促進できるものと考えております。

県としましては、今後とも、県土木建築部や地元関係者とも連携し、効率的な輸送システムの構築について調整を進めていきたいと考えております。

以上、環境部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 初めに、28ページ陳情第75号について聞きます。処理方針の2について、最終処分場周辺の地下水から環境基準値を超えるヒ素等が検出されていることから、その原因把握を行うため、複数回の調査を行い、専門家の意見を踏まえ総合的に考察したところ、環境基準が超過した原因については、最終処分場の影響である可能性が極めて高いとしてとりまとめて、云々と書いております。この件について私はずっと前から一貫して調査して聞いてきていますけれども、今私が読み上げたところについて詳しく説明していただけますか。

○棚原憲実環境整備課長 まず1番目、ヒ素等の環境基準値の超過が確認され

た井戸は全て最終処分場周辺であったこと、焼却灰やばいじんにも多く含まれるホウ素が同地点で超過していたこと、天然にはほとんど存在しないベンゼンや1,4-ジオキサンの超過が確認されていること、周辺井戸においても1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンなどの汚染物質も環境基準内で検出されていること、旧管理型最終処分場浸出水の検査において、周辺井戸で基準値を超過した物質が数例検出されていたこと、そのような状況を踏まえ、地質学や地下水の専門家の意見を聞いて検出された井戸の状況から水の流れを考慮して、今回の最終処分場の影響によるものだと判断しております。

○嘉陽宗儀委員 私が読み上げた部分だけ説明しなさいという質疑でしたけれども、随分前まで進んで答弁されました。いいことです。皆さんがこの前、登川で地域住民に説明会を持ちましたね。私も興味があって参加しました。その報告された内容を見て大変驚きましたけれども、人体に影響する化学物質がいろいろ出てきたということについては、改めて県として報告会の中でも出ているわけだから、こういう危険な化学物質が出ていると公表してください。いかがですか。

○棚原憲実環境整備課長 その検出された物質と処分場の関係も含めて、専門家の意見も聞いた上で可能な限り公表していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 今の時点で公表できるものはちゃんとやってください。

○棚原憲実環境整備課長 6月末に県が実施するモニタリングとして河川のサンプリングを行っています。その検査結果は通常ですと一月ぐらいかかります。もう一点、事業者が超過した部分の処理は終わっていますけれども、その地質の状況を調べる非抵抗検査を5月に実施しております、その結果も整理した上で今後出てくると思っております。

○嘉陽宗儀委員 私が前に大問題と指摘したヒ素は殺人にも使われていて、インターネットを見ると中国湖南省の鉞山周辺で65年間で2300名がヒ素中毒症状を起こし、このうち少なくとも700名が死亡したという記事がありました。薬品などを使って、ヒ素がこれだけ人体に影響を与えるということでした。この最終処分場のヒ素は大丈夫という保証はありますか。

○棚原憲実環境整備課長 ヒ素の種類として大丈夫ということではなくて、やは

り大量に摂取すれば有害であると考えておりますけれども、今現在、下流域や農業用水については基準値を超えて検出されておられませんので、直ちに健康への被害が起きるものは考えておりません。

○嘉陽宗儀委員 以前、私は本を持ってきてヒ素について説明をして、和歌山毒物カレー事件もありましたと言いましたよね。これは今大丈夫ですよという感覚だからこういうひどい状況になっていると私は考えています。ですから、県民の健康を守るという意味では、やはり真剣に取り組んでもらわなければならないと思うのです。そこできょうはもう一步前に進めますけれども、皆さんの報告書にはカドミウムやダイオキシンを含め猛毒がたくさん出ていますよね。どれ一つとっても人体に影響があるようなものがどんどん出てきている。ではなぜ処分場からこのようなものが出てきているのですか。

○棚原憲実環境整備課長 先ほども説明しましたように、ヒ素等が地下水から検出されたのは最終処分場の影響であると申し上げましたけれども、その最終処分場からの流出については、特に雨水が処分場から地下水を通して流れているあるいは地下水から濃度として上がってきていると考えております。そのため、まず雨水を少なくする対策と地下水からそういう物質が外に流れ出るものを防ぐ対策が重要だと思っております。

○嘉陽宗儀委員 私は、地下水問題の取り組みについて皆さんはずっとごまかしていると思っております。表面から水をとって分析するならわかりますけれども、地下40メートルまで掘ってそこから取水したら何もありませんでしたとごまかしをされましたよね、そういう議事録が残っています。問題はなぜそういうことになったかということについて、しっかり分析をして改善しなければならないと思うのです。私なりに言えば、本委員会では去年は山口県の最終処分場の調査、ことしは宮城県へ行って処分場の調査をしてまいりました。両方とも浸出水への対策が極めて最重要だということでもいろいろ聞き取りをしてまいりました。どこの処分場でも非常に厳格です。ところが、皆さんが説明した処分場を見たら対策になっていない。そのまま地下水に浸透してはありますか。浸出水はほかの地区へ漏れないようにシートを敷いたり、厳格にやっています。しかもその出てきた水についてもしっかりと分解をして害がないようにするけれども、この前配付された資料を見ているがこの処分場の浸出水対策は何かありますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 当該事業場の管理型最終処分場の建設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律—廃棄物処理法が施行される前に設置されておりますので、下のシートなどの設備基準がない状況で設置された施設であります。ただし、簡易な集水施設はありまして、浸出水の処理施設自体は追加で設置されております。その処理水は自然に帰すのではなくて焼却炉の冷却水として使用されておりますので、外部へ放流されておられません。

○**嘉陽宗儀委員** 廃棄物処理法を見ても、特に処理水の対応にしても厳格に法的にうたわれています。こういうずさんなことでは住民の生命は守られずお粗末過ぎる。そこで皆さんが次にとった対策は、浸透を防ぐためにバリア井戸の設置を行ったと書いていますけれども、これはどのような目的でどのような中身ですか。

○**棚原憲実環境整備課長** バリア井戸は、廃棄物処分場からの地下水の流れを判断した上でその下流側にバリア井戸として掘りまして、処分場の下を流れてくる水を吸い上げて、その地下水の成分がほかへ流れないようにするために吸い上げるための井戸となっております。その水は先ほど申し上げました処分施設で処分して自然に帰すことはなく、焼却炉の冷却水として使っているという状況です。

○**嘉陽宗儀委員** 先ほど私は全国的に最終処分場の特に浸出水対策については厳格にやられていると。これらのほとんどは猛毒であり、厳格さが求められるのでやっている。当然、沖縄県でも改めてその問題を正面から見て、こういうものについては地下浸透させないために改善させていくべきだと思うのです。皆さんは業者指導ができないものだからこういうヒ素がいろいろあるにもかかわらずバリア井戸で事を済ませようとしているのではありませんか。

○**當間秀史環境部長** 株式会社倉敷環境の地下水対策につきましては、専門家からの意見を聞いたところでありまして、大学の先生のお話によると雨水の浸出をとめなさいということで、株式会社倉敷環境のごみ山の上の部分にビニールシートで覆うあるいは覆土にするというキャッピングの方法をまずとることと、のり面は種子吹きつけをするということとまず雨水の浸透がとまると。さらにこれまで浸透した雨水の吸収についてはバリア井戸を使って地下水を吸い上げれば、基準値を超える物質の浸出は今後防げるだろうという意見のもとにその対策をしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 この専門家はそれで大丈夫だと言ったのですか。でたらめですよ。

○當間秀史環境部長 地下水対策はこれでできるという見解でございます。

○嘉陽宗儀委員 資料を見たら、普通の雨水ではなく豪雨であればこれは全てあふれ出しますよね、どうですか。

○棚原憲実環境整備課長 先ほど環境部長から説明がありましたように、処分場の上部はキャッピングといいまして、ビニールシートを敷いた上に覆土をしておりますので、ほとんどの水は廃棄物に触れずに雨水として流れます。今現在は念のため水処理施設で処理をしておりますけれども、大量に降った場合はオーバーフローの可能性はありますが、先ほど説明したとおり、今現在、処分場の上に降った水は廃棄物と接触しておりませんので通常の雨水と同様と考えており、試験結果でもそういう成績が出ておりますので心配は余りしてありません。

○嘉陽宗儀委員 余り心配はしていないから、これまでも調査結果の話もしたけれども、水がないところから水をにとって大丈夫ですということをやりにかたない。私はこの専門であると言いましたが、化学の専門ではないけれども、少なくとも雨水対策ぐらいは非常に明確に理解できるので、ビニールなどは時間がたつとすぐに穴があくので絶対大丈夫ということはないのです。絶対大丈夫と言うから、これは困ったものだと思っているけれども、これは検討し直してほしいと思います。全国的には先ほど言った浸出水対策で厳格にやられているけれども、皆さんがその対策で持ち出したバリア井戸は、県のやり方は認められないと思うが、現在、バリア井戸で対策している廃棄物処理場は他県にありますか。

○棚原憲実環境整備課長 大変古いデータで申しわけありませんけれども、まず1点は、国が平成11年に調査したときにはバリア井戸による対策が55件行われていました。現時点では、神奈川県で廃棄物処分場の中の地下水を直接出す用水路という方法と、バリア井戸を併用した対策をとっている事例があります。

○嘉陽宗儀委員 こちらの調査不足かもしれないけれども、現在、稼働してい

る廃棄物処理場でこういうバリア井戸を使っている場所はないと思いますけれども、本当にありますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 先ほど紹介しました神奈川県の場合も、使用している処分場ではありません。

○**當間秀史環境部長** 今、環境整備課長から申し上げたものは、現在、神奈川県横浜市で汚染地下水拡散防止対策としてバリア井戸を設けている事例であります。今、戸塚区の最終処分場で実際に地下水の拡散防止対策としてとられている事例でありまして、このバリア井戸が現在実際に稼働しているということです。

○**嘉陽宗儀委員** この問題については、株式会社倉敷環境自身があのような態度でなかなか皆さんの指導にも応じてこなかったということで、ここまで悪化していますので、皆さん自身ももっと緊張感を持って猛毒だという認識がないと、適当にやっては被害が広がります。私が頭に来ていたのは、6月議会で質疑をしたが、6月時点でも猛毒が出ているとわかっているのに、公表せよと言ったら風評被害で大変なことになりますということでやらなかった。地下水が猛毒に汚染されているのに風評被害があるからといってそのまま野放しにするという考え方が問題です。風評被害があったにしても明らかにして早急に対策をとるといことが皆さんのやるべきことではありませんか。

○**棚原憲実環境整備課長** 委員おっしゃるように、カドミウムと水銀が検出された事実は我々としても昨年9月に把握しておりました。実際に地元自治会への情報提供等は行ってきましたけれども、まず我々としては処分場からの検出であって周りに対する影響を把握した上で住民に情報を説明していきたいということもありましたので、その後追加調査をしましてそのデータや周りの河川の状況も含めて住民説明会で情報提供したところです。

○**嘉陽宗儀委員** 平成18年11月、沖縄県産業廃棄物処理施設生活環境影響評価専門委員の報告書が出されていますけれども、この中身はわかりますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 先ほど委員が示された報告書につきましては、旧来型の管理型処分場の一部を現在の基準に適合した変更許可の申請に当たって、生活環境影響評価に対して専門委員から提出されたものです。その際の専門家

の意見としましては、シート工法に当たって耐遮水性、安全性を十分に考慮すること、地下水調査結果の不明場所を明らかにすること、硝酸性窒素や亜硝酸性窒素の妥当性について検討すること。同専門委員の意見も踏まえまして事業者の追加対策や資料提供を求め、現行の廃棄物処理法の基準に適合していることを確認した上で、変更の許可をした経緯がございます。

○嘉陽宗儀委員 意見書を読ませていただきましたけれども、かなり細かく書いていますよね。それについて県も真摯に受けとめて対策はやるべきです。少なくとも、この地下水・雨水対策がこれでいいのかという問題については皆さんもきちんと研究して対応してください。

○當間秀史環境部長 株式会社倉敷環境の問題につきましては、環境部としても長年の懸案でありまして、これまで県独自でも井戸を掘って調査を続け、そして事業者にも強く指導してきたところでもありますので、今後とも事業者に対しては水質の改善に向けて強い指導を行っていきたいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 嘉陽委員の質疑と関連して質疑をいたします。まず、基本的なことですが、新たに沖縄市の産業廃棄物処分場に関する陳情が去る平成27年7月16日に出てきていますよね。何年も前からこの問題が出てきて、いまだにこの問題が出てくる原因は何だと思えますか。

○當間秀史環境部長 この問題はかなり古い問題でありまして、十数年前からの懸案事項となっているところであります。現在積み上がっているごみ山をこれから焼却をするにしても8年ぐらいかかるほど膨大なごみの量があります。ごみの量もしかりなのですが、それとともにそこから雨水が浸透して地下水に有害物質が流れているという問題も出て、この2つのことがごみ山にはございます。過大なごみの量と地下水の汚染がありまして、長い期間が経過してきているということがあって、住民がかなり不安を持っているということは我々も承知しているところであります。ただこれまで住民説明会も行ってまいりましたけれども、こういった陳情が出るということはまだまだ県そして事業者もそうですけれども、沖縄市の住民に対する周知が十分ではないと考えております。

○前島明男委員 これはいまだに解決しない古い問題で20年たつかもしれない。私も浦添市役所にいたころにこの問題はわかっていますので、それからするとこの問題は20年以上になるのです。いまだに付近住民の不安が払拭されていない、完全に払拭する方法はありますか。

○當間秀史環境部長 このごみ山の改善につきましては、沖縄県、沖縄市それから池原、登川等の自治会と事業者の計7者との協定を結びまして、ごみ山の改善に向けていろいろと協議をしていくことにしております。一つ一つの事案につきましてこの協議会に諮って合意のもとに事を進めていくことになっておりますので、この7者協議会の議論の中で一つ一つ進めていくことが住民の不安を解消することになるかと思っています。

○前島明男委員 陳情者は陳情書の中で、バリア井戸は実績がなく環境省でも認めていないと。なぜ皆さんは認めていない方法をとるのかということも陳情者は申しておりますけれども、これはどういうことですか。

○當間秀史環境部長 これについては先ほど、事例があると申し上げましたけれども、これは神奈川県横浜市の最終処分業者が設置する処分場におきまして同じように一部の遮水が不十分であるため、浸出水が地下水に漏出する事案で、横浜市が行政代執行を行ったもので、この行政代執行については環境大臣の同意を受けて平成20年からやっているという事案です。

○前島明男委員 株式会社倉敷環境の最終処分場では、バリア井戸は何カ所に設けていますか。

○棚原憲実環境整備課長 処分場の下から流域を考慮して、下流側に4カ所設置しております。

○前島明男委員 これでヒ素を含んだ水は完全に処理できるのですか。

○棚原憲実環境整備課長 それを期待しておりますけれども、完全とは言われますと断定はできません。ただし、先ほど環境部長から説明がありましたように専門家の意見も聞きながら、いろいろな物質が今後いかに減少していくかという状況を確認しながら、対策を講じていきたいと思っております。バリア井戸だけ

で足りないようでしたら、別の方法として廃棄物処分場の地下水がたまっているところの水を抜くとか追加の対策も含めて専門家の意見を踏まえて進めていきたいと考えております。

○前島明男委員 バリア井戸は4カ所ということですがけれども、ほかへ流れ出るところの水を抜くとか追加の対策も含めて専門家の意見を踏まえて進めていきたいと考えておりますか。そこで完全にくみ上げられていますか。ほかに漏れているおそれはありませんか。

○當間秀史環境部長 ごみ山の地下水脈については、専門家の意見も聞きながらこれまでの調査を踏まえて地下水脈が押さえられて、そのポイントにバリア井戸を打っているところでもあります。これによりまして先ほども申し上げましたけれども、ことし4月の調査結果では有害物質の減少傾向があるということと、それから現在、地下水が2メートルから3メートル下がっております。これはバリア井戸でくみ上げることによって地下水が下がっているということがあります。さらに、キャッピングの効果によって、今、浸出水は従前の3分1から6分の1程度に減ってきております。

○前島明男委員 付近住民の方が風評被害や健康被害等も含めて、非常に不安がっています。ですからこういう陳情も出てくるのです。それを完全に払拭するには皆さんはどうするのですか。

○當間秀史環境部長 やはりこれは先ほども申し上げたように、7者協議会における丁寧な議論と住民に対する十分な説明が必要だと思います。

○前島明男委員 データなどもはっきり示して、全て包み隠さず皆さんがこれまでやってきたこと、これからやること、調査した結果のデータも全て地域の方々に説明をしてやらないと。その辺もまだ十分ではないと私は思います。だから不安がってこういう陳情が出てくるのです。業者を指導するのは当然のことです。地域住民に対しても現在はこういう状況で、こういうこともやっていて、これからこういうこともやります、ということで住民が納得できるような説明もやってください。そうしなければこの問題は響きます。私もごみ山を一度見に行きましたけれども、63メートルから68メートルの高さです。ビルの高さにするとどれぐらいになりますか、相当高いですね。

○棚原憲実環境整備課長 今、超過分の高さは約30メートルなのです。それを

ビルの階数にすると1階が仮に4メートルとすると7階建てぐらいの高さになっているという計算になると思います。

○前島明男委員 毎年幾らぐらい減ってきていますか。

○棚原憲実環境整備課長 最大のピーク的时候は108メートルの高さがありました。その後10メートルは焼却などで処分をして現在は98メートルまでになっております。ただし、2つの大きな山がありまして、安定型と管理型とよく言葉で出てきますけれども、いわゆる安定型と言われていた部分についてはもとの高さ一海拔68メートルの高さまでごみは処理しております。今後8年かけまして現在残っている管理型の部分については処理する予定になっております。

○前島明男委員 地域の皆さんが非常に不安を持っております。ですから、業者を指導するのは当たり前のことです。不安を持っておられる地域の皆さんとも膝を交えて十分に説明してあげてください。納得がいくような施策をお願いして私の質疑は終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 1点だけ確認させてください。新規で出ております31ページ、陳情第46号の4ですけれども、処理概要を読んでいると自然公園法に基づいて指定された沖縄海岸特定公園の区域内にあると。そこを整備するためには、公園計画にその内容を盛り込む必要があるということになっておりますけれども、公園計画に盛り込むために必要な作業は何がありますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 基本的には公園計画の変更の後、公園事業を決定するという流れになります。公園計画の変更に当たっては、自然環境の調査等を含めて実施をして、その上でどういう形で整備をするかという具体的な懸案を作成して審議会に諮った上で環境省に公園計画の変更を提出する。その上でまた環境省で審議会を経て決定するということになります。大体2年強になるかと思えます。

○具志堅透委員 可能性としてはありますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 現時点でも公園の西区域になっておりまして、今、国立公園化に向けていろいろ手続をしておりますけれども、国立公園も国定公園も基本的に規制の内容は変わらないということでございますので、現在の状況で予算等も含めスムーズに行けば事業は可能かと思っております。

○具志堅透委員 環境部長、部としてやる気はありますよね。

○當間秀史環境部長 ヤンバル地域は環境部にとって非常に重要な地域であるという位置づけでございます。ですから、この公園計画についても当然積極的に進めていきますし、環境再生事業—ヤンバルの世界自然遺産登録も見据えてそういった事業も積極的に行っていきたいと考えております。

○具志堅透委員 しっかり頑張ってください。応援いたしますので、よろしくをお願いします。終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 嘉陽委員が質疑されたことに引き続き、この陳情について詳しくはありませんけれども、少し聞いてみたいと思います。

先ほどの答弁の中で、安定型と管理型があると。管理型は海拔98メートルで、安定型は別に山があったわけではないということでしょうか。何メートルぐらいまで積み上がったのですか。

○棚原憲実環境整備課長 正確な資料がないので大体になりますが、いわゆる安定型と呼ばれている今改善された部分は78メートルぐらいあったものが、今現在、もとの高さである68メートルまで改善されている状況です。

○奥平一夫委員 大体地上10メートルという解釈でいいですね。こういう処分の仕方というものは、法律の中では何と言われるのですか。不法投棄や不法処分などと言いませんか。

○棚原憲実環境整備課長 覆土がなされていないとか、許可容量を超えた—いわゆる超過分は、法律上は廃棄物処理法の処理基準違反に当たります。

○奥平一夫委員 言葉をかえれば不法投棄になりませんか。

○棚原憲実環境整備課長 不法投棄にはならないと解釈しております。

○奥平一夫委員 この業者は現在までに行政処分を何度受けましたか。

○棚原憲実環境整備課長 平成16年に警告書1回、平成22年度より改善命令を4回、平成25年度と平成26年度に事業停止命令を各1回行っております。

○奥平一夫委員 なぜこのような業者が生き残っているのですか。

○棚原憲実環境整備課長 廃棄物処理法に基づきますと、まず欠格要件として定められたこと以外に、情状が特に重いときという規定があります。どのような場合が情状が重いのかを示した国からの通知によると、不法投棄など重大な違反を行った場合や違反行為を繰り返し行い是正が期待できない場合など。廃棄物処理法の法の目的に照らし業務停止命令等を経ずに直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいうという通知があります。株式会社倉敷環境につきましては、新炉を建設しまして、環境部長が先ほど申しました7者協議会の協定等に基づいて今後改善していきますという協定も結んでいますし、事業者としても改善命令等に従って可能な限り対応している状況があって、今後、改善が見込めるという判断をしておりますので、許可取り消しにはいたしておりません。

○奥平一夫委員 事業停止されたのですよね。これは何日間ですか。

○棚原憲実環境整備課長 平成25年度と平成26年度にそれぞれ30日間の事業停止命令をしております。

○奥平一夫委員 平成26年1月29日にも改善命令を行ったということですよ。7者協議会で協定を結んだのはいつですか。

○棚原憲実環境整備課長 平成24年12月です。

○奥平一夫委員 行政や住民も含めて7者協議会をつくっていながら、2度も

業務停止を受けているのですよね。これは再犯どころの話ではないです。

○**當間秀史環境部長** 業務停止命令を出した前に、改善命令を出しております。改善命令とは、いつまでにごみ山のごみの量を片づけてくださいと。要するに改善してくださいと命令してその改善が思うように進まなかったため、業務停止をして、その間できなかった部分を改善してくれという命令ですので、特に悪質というわけではなく、改善をする中でどうしてもできなかった部分に対する業務停止ということでもあります。

○**奥平一夫委員** 要するに約束が守れない業者になるのですよね。

○**當間秀史環境部長** こちらから業務改善ということで、現在、ごみ山に積まれているある一定量のごみを燃やすなりあるいは県外に搬出するなりしてくれという業務改善命令をしたところ、それが期日までに達成できなかったことがあって、それであるならば業務停止をして、その期間内にできなかった部分を改善してくれということでの業務停止命令です。

○**奥平一夫委員** これだけの約束をしながらことごとく約束を破られてきているわけで、陳情者を含めた地域の皆さんが不安になるのは当然なのです。絶対に約束を守らないという確信的なものがあるわけですから、相当な不安があると思うのです。ですから、何度も陳情が来て私も何度も目にしてきましたけれども、嘉陽委員もこの問題について長く質疑をしておりますが、これはひょっとすると皆さんは産業廃棄物処理業者がほかにいないから目をつぶってずっと改善命令を出し、業務停止をさせてもなおかつまた繰り返しその業者に頼っていくということが本音なのではないのですか、いかがですか。

○**當間秀史環境部長** 現場をごらんになったこともあるかと思いますが、最近の状況を見ますと著しく改善されてきております。そういった意味からも我々はこれからも強く指導していくもとの今やっているところです。

○**奥平一夫委員** 善良な事業者なら会社の存亡にかけてきちんと約束を守ろうとするはずで。地域住民との約束を守る、行政との約束を守るといった守る精神がまるでないのですよね。ですから住民の皆さんも不安になるのです。この事業者は一体何をやらかすのだろうかという不安が非常にあると思います。あと、行政側の取り組みです。先ほど申し上げた言葉尻を捉えているわけでは

ありませんけれども、汚染水が出ているが直ちに身体に影響はないだろうという安易な発言をされておられましたね、確認します。

○柵原憲実環境整備課長 処分場周辺で、いろいろな物質が出てきたことは非常に大きな問題であるとは認識しております。

○奥平一夫委員 あなたは直ちに身体に影響はないですと話をされてきましたよね。

○柵原憲実環境整備課長 はい。

○奥平一夫委員 ではいいです。この言葉はどこかで聞いたことがありませんか。東京電力株式会社の福島第一原子力発電所事故が起こったときに、民主党の枝野幸男氏が直ちに体に影響ありませんと。当然ですよ、放射能はゆっくりと体をむしばんでいくわけですから。汚染水もそうです。直ちに身体に影響は出ないのです。時間をかけて汚染がずっと濃縮されていつて何らかの形で体に影響が出てきたりあるいは土壌に影響が出てきたりするのです。ですから私が言いたいことは、行政がしっかりと住民を守るという姿勢で立たないと先ほど風評被害という話も出ましたけれども、そうではないのです。直ちにとめるのだという強い意識を持って産業廃棄物処理行政に当たらないといつまでたっても、前島委員のおっしゃるとおり解決しないと思うのです。これは皆さんの本気度の問題だと思うのです。ぜひ皆さんが本気になってこの問題を解決するというのをやっていただきたい。これからが質疑なのですけれども、陳情に記が2つありますけれども、その中の汚染水をとめるために何が必要かということで、遮水壁や矢板を打ち込んで地下水汚染をとめてほしいという気持ちは非常にわかります。これは、宮古島の廃棄物の事故でもそうです、基準値内ということで行政の皆さんはいつも見逃されていたのですけれども、これがずっと地下に浸透して海へ流れ出ているのです。ですから住民たちはここをそのまま続けると海が死んでしまうので、そこに矢板を打ち込んでとめろと行政に何十回も要請したのに、それは事業者にやらせればいい話だと言って無理だった。ところが事業者がそういう力がないのでできないと断られ続けて今あの海はもうほとんど使い物にならないのです。速攻的に物事が汚染されてくるわけではありません、ゆっくりくるのです。そういう意味で、陳情者の矢板を打ち込んでくれという気持ちは十分にわかるのです。汚染された地下水を封じ込める。皆さんはどのような処理方針かという、バリア井戸を設置するあるいはモニタ

リング等をする事ぐらいなのです。この問題は一体何年続いていますか、もう皆さんは待てないはずなのです。例えば農地の土壌が汚染されたとなると生活できません。これは風評被害でも何でもありません。どうしますか、皆さんの本気度を聞かせてください。

○棚原憲実環境整備課長 先ほども申し上げましたけれども、流域の下にある河川からは基準値を超える物質は出ていないということと、農業用水からもそういう物質が出ていないという状況を踏まえて先ほどの答弁をしたところです。ただし、処分場周辺からそういう物質が検出されたことは事実として捉えておりますので、我々としては周囲に拡散しないようにキャッピングとバリア井戸をとりあえずやりました。それについても専門家の意見を踏まえて設置したところで、今後この効果を見てさらなる対策が必要であるということであれば、先ほど申し上げましたように遮水壁や矢板といった対策も工法の一つとして検討の材料としていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 今のお言葉では、対策が必要であると見られればやりますということですね。今後、被害が出るようであれば遮水壁をやりますという答弁がありましたけれども、確認したいと思っております。

○當間秀史環境部長 バリア井戸が設置されたのは、昨年からです。さらにキャッピングもしてきており、先ほど御紹介したようにことしの4月から汚染物質の流失もかなり防いでいるという状況があります。これで浸出水がとめられなければ、遮水壁を含むあらゆる方策を考えていきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 動物愛護に関する陳情が2つ出されていますので、それに関してお伺いしたいと思います。細かくやると長くなるので簡単に1点だけお伺いします。陳情には書いておりませんが、平成25年に土木環境委員会で動物愛護管理センターに視察へ行きました。先月にも私は行きましたら、猫を収容するかごが小さ過ぎるといって少しだけ大き目のものにつくりかえてたりしたのです。もう一点、所長が言っていたのですけれども、動物愛護管理センターを正面から見て右斜めにある沖縄県衛生環境研究所のハブ研究室が移転しますよね。移転するからできればその場所にドッグランの設備をつくれたらいい

いとおっしゃっていたのです。猫や犬の収容状態を見てもそうですが、特に最近猫の動画がインターネット上にアップされたりとか、あるいは愛護センターの生々しい動画がアップされていたりして、加えてテレビなどでもどこかの市が殺処分ゼロを目指してやっているといった関心がすごく高まってきているのです。そういう状況を見ると、もし移転した施設跡を皆さんでとれるのであれば、動物愛護管理センターもドッグランを整備することもできる。農林水産部ももしかしたら要望を出しているかもしれませんが、その施設に関してだけ今どういう状況なのか少し聞かせていただけませんか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 おっしゃるとおり今のハブ研究室が来年以降の移転に向けて現在準備を進めていて、この施設があくこととなります。我々も動物愛護管理センターとは何回かこういうやりとりをしていて、今の施設を少し拡充していろいろな機能を備えた施設ができないかということで、何度か意見交換会という形で準備を進めております。県の管財課にもこのハブ研究室がどのような形で活用されるのかについて確認をしたところ、もうそろそろかと思えますけれども、県各部局にこの施設の活用について提案をしようとする。その上でいろいろ検討をして、もしそれでなければまた市町村などいろいろな段階を経て提案をしようという話がありました。我々はそれに向けて準備をしようということで、いろいろな事業も含めて検討を進めようということでハブ研究室とは何回か意見交換を進めているという状況でございます。その中の一つの案として、今、委員がおっしゃるような提案も出てございます。

○新垣安弘委員 動物愛護に関しては世間一般の意識も高まってきているし、そういう意味で皆さんのほうでそこはしっかりと動物愛護管理センターの皆さんともやりとりをしながら、ほかのところからも要望があるかと思いますが犬や猫にもいい環境を整えてやるとか、すぐに殺処分ゼロまではいかなくても愛護の精神でやるのだということを管財課にもアピールしてぜひいい方向に結果が出るように頑張ってください。以上です。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号及び陳情74号の2の審査を行います。

なお、陳情74号の2につきましても、土木建築部と共管になっております。
ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 説明に先立ちまして、資料の差しかえをお願いします。

企業局の陳情に関する説明資料は、委員の席に新たに配付しました「差替」と書かれた資料に差しかえてくださいますようお願いいたします。

それでは、企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続1件及び新規1件となっております。

継続の陳情につきまして、お手元の資料1ページ、平成24年陳情第158号の2、平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定については、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規で付託された陳情1件については、お手元の資料2ページをごらんください。

陳情第74号の2、西系列河川（国頭村7河川）における流水占用許可期間更新に関する陳情について、陳情者は、国頭村議会議長金城利光であります。

なお本件は、企業局と土木建築部の共管となっておりますが、処理概要については、まとめて御説明いたします。

1、西系列河川の取水施設は、河川の機能を維持するために必要な維持流量を確保しながら余剰水のみを取水できる構造となっております。取水に当たっては、水利使用規則に定められた取水上限を遵守し、制限の範囲内で取水しています。今後も引き続き水利使用規則を遵守し、適正な取水に努めるとともに、河川環境に配慮した水源運用を心がけたいと考えております。

2級河川の維持管理につきましては、氾濫時の危険性及び緊急性の高い箇所から予算の範囲内において順次実施しております。適切な維持管理を行うことで、2級河川に係る河口閉塞の解消に努めていきたいと考えております。

2、これまで取水施設周辺に堆積した土砂の撤去や草刈り等を行ってまいりました。今後も適正な施設管理に努めたいと考えております。また、取水については、前述のとおり適正に行っているところであります。

3、水道料金は、能率的な事業経営における適正な原価を基礎とし、公正妥当な料金でなければならないとされ、水道サービスの対価として設定されています。したがって、北部地域の振興は重要な課題と認識していますが、水道料金に水道事業の範囲を超えた地域振興に関する経費を反映させることは困難と考えております。

4、河川取水は、河川の機能を維持するために必要な維持流量を流した上で余剰水を水利権の範囲内で行っており、生態系への影響を考慮した取水量となっています。また、企業局の取水施設は魚道を備えており、その多くは海岸に近い場所に設置していることから下流の生態系への影響は少ないと考えております。今後、取水が原因と推察される問題が生じた場合は、影響調査を検討したいと考えております。

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に行う自然再生事業については、平成16年度「やんばる河川・海岸自然再生協議会」を設立し、全体構想策定に向け取り組みましたが、全体の合意形成を得られなかったことから、協議会を解散した経緯があります。その後、奥川においては、国頭村、奥区も参加する奥川自然再生協議会を設立し、リュウキュウアユが生息できる河川環境を目指して、平成20年度から奥川自然再生事業を実施しております。今後、奥川における自然再生事業の成果を踏まえ、その他の県管理2級河川での事業実施を検討していきたいと考えております。

砂防ダムは、下流部に存在する住民の生命・身体や財産、公共施設等を土砂災害から保全するために設置された施設であることから、ダム本来の機能を確保しなければなりません。また、砂防ダムは、ダム背後に広がる山地から発生する赤土の流出を砂防ダム背後に押しとどめ、下流に赤土や濁流が流れることを防ぎ、あわせて海岸環境を守る役目も持っております。このことから、砂防ダムを撤去、改修することは困難と考えております。県としましては、土砂災害の防止や赤土流出防止の機能を確保しつつ溪流連続性の確保及び生物多様性の再生等自然再生事業の観点から砂防ダムの改善について検討中であります。

以上で、企業局陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 時間も時間でお疲れのところであるようでございますので、空気を読みながら質疑をさせていただきます。

新規の陳情第74号の2でありますけれども、素人なのでここに出てくる文言について教えてほしいのですが、河口閉塞という言葉が出てきますけれども、河口閉塞とはどのような状態をいうのか教えていただけませんか。

○照屋寛志河川課長 河口閉塞とは、河川の一番下流の海に流れ出すところで土砂等がたまって海への流水が滞るという状態を河口閉塞と捉えております。

○具志堅透委員 つまり川が詰まるということですね。陳情の記の1に、当初の覚書どおり余剰水のみを制限内で取水すること、となっておりますが、処理概要では制限範囲内で取水していますとなっております。なぜこのような陳情が出たのか。村議会が勘違いしているのですか、説明をお願いします。

○稲嶺信男企業技術統括監 私どもの取水は処理概要にも書いていますとおり、水利権で許可された最大取水量の範囲内で取水していることは間違いのない事実でございます。ただ地元からはそのように今後も制限内で取水することという注文が出てきたのは、河口閉塞と絡めた話と理解されてるかと思うのです。ところが、私どもの取水と河口が閉塞していることの関連性は薄いと考えております。なぜかと申しますと、取水をしていない北部の河川でも河口閉塞の事実があるということ、企業局で取水している河川についても、物によっては閉塞しているものもありますし、河川によっては開口されて海に流れているものもあります。またそれは日によっても状況が違うという現実を調査で確認しておりますので、必ずしもそういう関連はないと理解しております。

○具志堅透委員 関連がないということでもありますけれども、ここで大切なのは制限の範囲内で取水しているということが重要だと思うので、今の説明ではそれは間違いないということですよね。

○稲嶺信男企業技術統括監 そうです。

○具志堅透委員 河口閉塞に関しては、今回国頭村から陳情が出ていますが、実は宜野座村だとかあちこちの首長からも言われているのです。ダムにつながる河川の河口で閉塞状態に陥っている。それをしゅんせつしたりということは村でやっているのだと言う方もいました。ダムがあるのだからその辺はしっかりと県の責任においてやってもらえないかという話も幾つかあるのです。その辺について処理概要を見ると、2級河川においてはという話がありますけれども、今回の国頭村の7河川の中には2級河川以外の河川もあると思いますが、ヤンバルのどの河川が2級河川か私はわかりませんが、たぶんダムの取水口である河川は2級河川だと思いますけれども、違うところもありますか。

○照屋寛志河川課長 国管理の利水機能を持っているダムについては、その存在する河川は全て2級河川です。2級河川ということは県管理の河川です。

○具志堅透委員 それも村が県みずからやってくれないからという要請も国頭村とは別の村から実はあったのです。その部分に関してはしっかりと対処をしていただきたいです。ヤンバルに幾つのダムがあるのかわかりませんが、調査をしてやってほしいのですがどうですか。

○照屋寛志河川課長 特に北部の市町村の皆さんからは、河口閉塞が起こった際には沖縄県北部土木事務所に要望が出まして、沖縄県北部土木事務所で対処は行っております。

○具志堅透委員 やっているということで理解していいですね。

次に陳情の記の2番目、取水施設周辺の適正な管理及び適正な取水方法をと出ておりますけれども、その処理概要には周辺に堆積した土砂の撤去や草刈り等を行ってまいりましたということになっています。県はやっているけれども、地元はまだまだ足りないと解釈ができるのですけれども、どのぐらいの頻度でやっているのか、十分なのかという部分もお願いします。

○石新実配水管理課長 管理の頻度ということですが、土砂撤去につきましては範囲としては我々の取水施設の全面—上下流の範囲は限られておりますけれども、大雨などの後に土砂が流されてきて我々の堰でとめられてしまった場所に土砂が堆積するので、工事の発注がありますので若干のタイムラグがありますけれども、土砂が堆積するたびに撤去を行っているという状況です。草刈りにつきましては、頻度についてはデータを持ち合わせておりませんが、年に数回行っていると認識しております。

○具志堅透委員 次に行きます。3点目は議論すると時間がかかりますので省いておきたいと思いますが、次の機会でやりたいと思います。差しかえた部分がかかなり後退な概要説明になっていてその辺が少し気になります。4点目も下流生態系への影響調査あるいは砂防ダムの撤去、改修—砂防ダムはわかりますけれども、処理概要では生態系に影響はないと考えておりますと県は断言しているのです。今後、取水が原因だと推察される問題が生じた場合は、影響調査を検討したいと考えると結んでおりますけれども、地元から下流生態系の影響調査をやってくれということは、地元は何らかの影響が出ていると考えているのではないかと。その辺はないと断言できますか。

○稲嶺信男企業技術統括監 下流への影響ということで、処理概要にも魚道の整備と書いてありますが、これは10年ごとに水利権の更新をしており前回の更新の際にも生き物に対する影響の話が出まして、それを受けて企業局では魚道から魚が遡上できるかどうかの魚道の機能調査をしました。そのときには魚道に対して例えば深みをつくり、瀬やふちをつくって魚が遡上しやすいようにある程度の水深を確保するというので、魚の生態に詳しい学識経験者とも相談をしながら魚道の構造そのものに手を加えて、それをもって魚が遡上しやすいように作りかえたということで西系列に関しては全て手をかけております。そういう意味合いもあって、生態系への影響はないものと今は理解しております、今後もし何か具体的な話がありましたらまた検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 これで終わりたいとは思いますが、今回彼らからの要請と処理概要とは食い違っているのではないかと感じるのです。彼らはこう主張しているのに、皆さんはやっていますとか、できていますとか、少ないですと。企業局長は要請を受ける場所に立ち会ったのですよね。

○平良敏昭企業局長 私ももちろん立ち会いまして、いろいろお話もさせていただきました。そのときに北部水源地域と中南部地域の皆さんの意識が、水に対する感謝の気持ちなどが薄らいでいるのではないかということが一番懸念されているというお話でしたので、私は絶えず申し上げているつもりなのです。例えば毎年6月1日からの1週間にわたる水道週間では水のテーマがあります。1つは、県民自身が北部という限られた水源を大事にする。2つ目は、市町村を含めた事業者が水の安全・安心を県民に対して不断に供給すること。3つ目が、いわゆる北部の水源地域の皆さんに感謝するという気持ちを水道事業者を含めた全県民が持つという以上の3つのテーマがあるということを経験の中でも申し上げましたし、他の全国的な水道新聞でも絶えず私はこういう話をしているのです。ですからそういう点ではぜひ誤解をしないでほしいです。もう一つは、先ほどもあったかもしれませんが、国定公園化とか世界自然遺産登録といった動きもありますので、森林事業関係で従来の事業でいいのかということも私自身の中にもありますので、この辺をどのように整理していくのか。この辺がなかなか我々の考えと全体的に合わない部分があって、これは今後企画部中心に議論していかなければならないという話をして、今、企業技術統括監から話をされた魚道の問題等については今後も適正にやっていきますという話をしました。

○具志堅透委員 2つ言いたいのですが、1つは県はやってますよと言うが、食い違いではないけれども地元が勘違いをしているのか、あるいはそういう認識をしている部分があります。その部分の誤解を解くとかあるいは事実関係はどうなのかという部分が出てくるだろうと思うので、しっかりとこの陳情を受けて地元行政あるいは陳情を出された地元議会ともう一度陳情内容についてヒアリングを行って答えるなりのことをやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○平良敏昭企業局長 これについては、企画部を中心に企業局、農林水産部、土木建築部の3部1局が関係すると思いますので、それについてはやっていく必要があると思っております。当日、国頭村議会議長からお願いされたことは受水市町村等との意見交換したいということでしたので、それについては私は約束をしました。実現する方向で考えていきますと申し上げました。

○具志堅透委員 ぜひともそういった誤解やあるいは事実関係の確認をやっていただきたい。もう一点は、先ほど企業局長の答弁の中でもあったように常日

ごろから3つのことを言っているという。感謝の気持ちは非常に大切です。ただ感謝をするだけでなく彼らが求めている部分もしっかりと考慮していただきたいということで終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序及び方法などについて協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第3号議案沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例及び乙第6号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案及び乙第6号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第8号議案工事請負契約についての議決議案を採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案の議決議案は可決されました。

次に、陳情等の裁決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情70件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきまし

ては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊